【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年1月23日
【計算期間】	第20特定期間（自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）
【ファンド名】	ブラジル株式ツインαファンド（毎月分配型）ツインα・コース ブラジル株式ツインαファンド（毎月分配型）シングルα・米ドルコース
【発行者名】	Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 義久
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【事務連絡者氏名】	富岡 秀夫
【連絡場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【電話番号】	03-6722-4813
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。

②ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国　　内 海　　外 内　　外	株　　式 債　　券 不動産投信（リート） その他資産 資産複合

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 　一般 　大型株 　中小型株 債券 　一般 　公債 　社債 　その他債券 　クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（その他資産）） 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし

＜商品分類の定義＞

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

＜属性区分の定義＞

その他資産（投資信託証券（その他資産））

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて実質的にその他資産（株式・債券等以外）に投資を行うものをいいます。

年12回（毎月）

目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

中南米

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp）をご参照ください。

③ファンドの特色

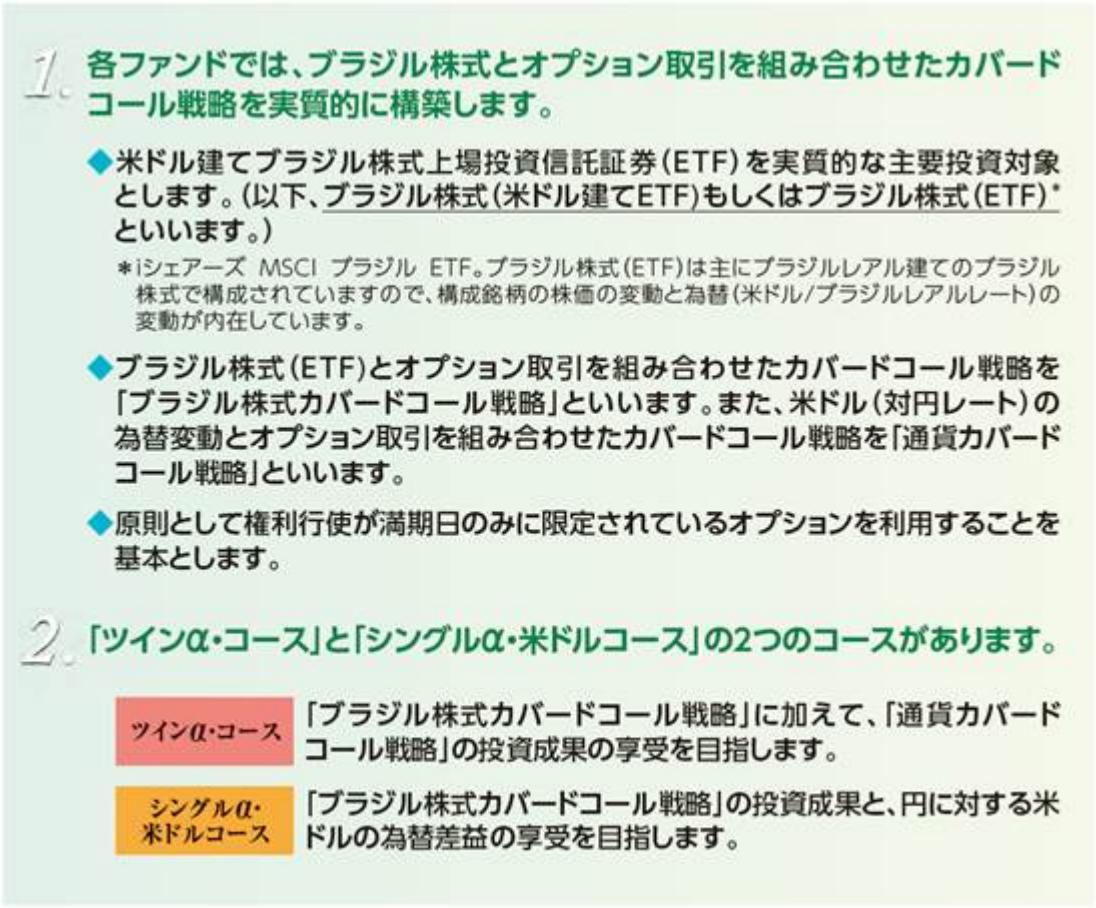

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

ファンドの仕組み

ファンドは、以下の投資信託証券に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。

外国投資信託の組入比率は、原則として高位を保ちます。

ファンドが投資対象とする外国投資信託では、直接ブラジル株式（米ドル建てETF）への投資やオプション取引を行わず、UBS AG ロンドン支店*を相手方とする担保付スワップ取引を活用して、各カバードコール戦略の損益に連動する投資成果を目指します。

＊ UBS AG ロンドン支店は、スイスの銀行であるUBS AGの支店です。UBS AGは、4つの事業部門（グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメントおよびインベストメント・バンク）およびグループ・ファンクションを有し、事業を行っています。その業務範囲は、スイス国内外におけるあらゆる種類の銀行業務、金融業務、アドバイザリー業務、トレーディング業務およびサービス業務に及びます。

また、国内の証券投資信託であるマネープールマザーファンド受益証券への投資も行います。

各ファンド間でスイッチングが可能です。

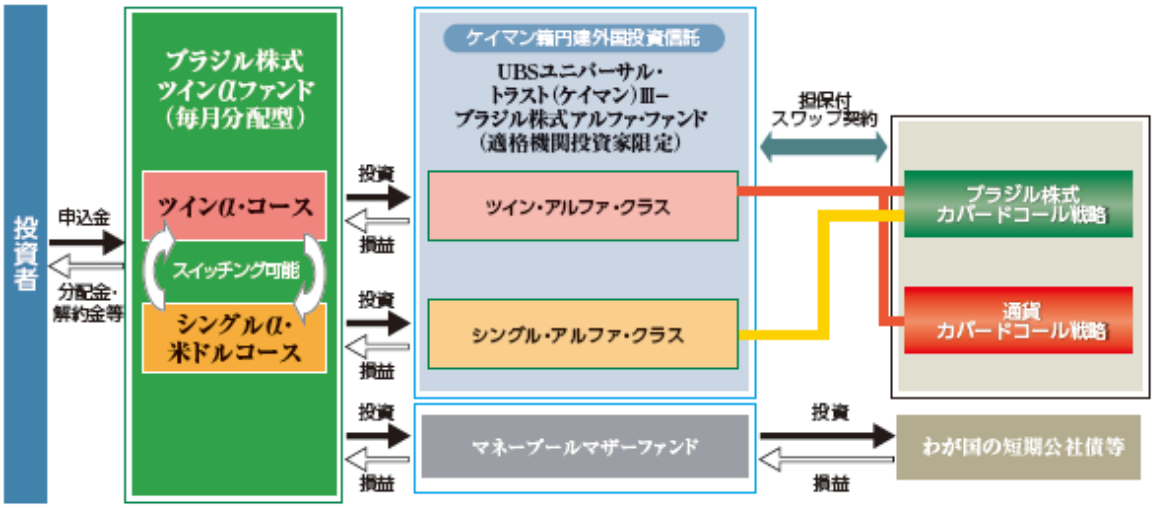

ブラジル株式（米ドル建てETF）および各カバードコール戦略等の運用は、UBSマネジメント（ケイマン）リミテッドが行います。

UBSグループ

UBSは真にグローバルなウェルス・マネジメントのリーダーであり、スイス国内有数のユニバーサル・バンクです。アセット・マネージャーとして多岐な運用ソリューションを提供し、また、専門的な証券事業を擁しています。クレディ・スイス買収を経て、2023年第4四半期現在の投資預かり資産は5.7兆米ドルに上ります。UBSは、お客様に個別に提供される投資アドバイスやソリューション、投資商品を通じて、お客様が投資目標を達成するためのサポートをしています。スイスのチューリッヒに本拠を置くUBSは、世界の主要金融センターを含む50以上の市場で事業を展開しています。UBSグループAGの株式はスイスおよびニューヨークの各証券取引所に上場されています。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッドは、スイスのチューリッヒに本拠を置く世界有数の金融グループであるUBSグループの一員で、2000年1月4日にケイマン諸島会社法に基づきケイマン諸島に設立されました。ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し等を行います。

（2024年6月末時点）

ツインα・コースの概要

ブラジル株式（米ドル建てETF）からの配当金+ブラジル株式（米ドル建てETF）の株式オプションプレミアム+米ドル（対円レート）の通貨オプションプレミアムのインカム性収益の獲得を目指します。

ブラジル株式カバードコール戦略は

- ブラジル株式（米ドル建てETF）の上昇益の50%程度を狙います。
- ブラジル株式（米ドル建てETF）が下落した場合には、下落幅に応じた損失を被ることになります。
- 米ドル建てETFは、主にブラジルレアル建て株式で構成されていますので、構成銘柄の株価の変動だけでなく為替（米ドル/ブラジルレアルレート）の変動が内在しています。
- ブラジル株式（米ドル建てETF）を原資産とする満期1ヵ月のコールオプションを毎月売却します。
- ブラジル株式（米ドル建てETF）のコールオプションの売却（外国投資信託の純資産総額に対する50%程度）を行うことにより、株式オプションプレミアムを享受し、ブラジル株式（米ドル建てETF）の値上がり益の50%程度を放棄します。

通貨カバードコール戦略は

- 対円で米ドルが下落（円高）した場合には、下落幅に応じた損失を被ることになります。
- 米ドル（対円レート）を原資産とする満期1ヵ月のコールオプションを毎月売却します。
- 円に対する米ドルのコールオプションの売却（外国投資信託の純資産総額に対する100%）を行うことにより、通貨オプションプレミアムを享受し、権利行使価格を上回る米ドル高（円安）の為替差益を放棄します。

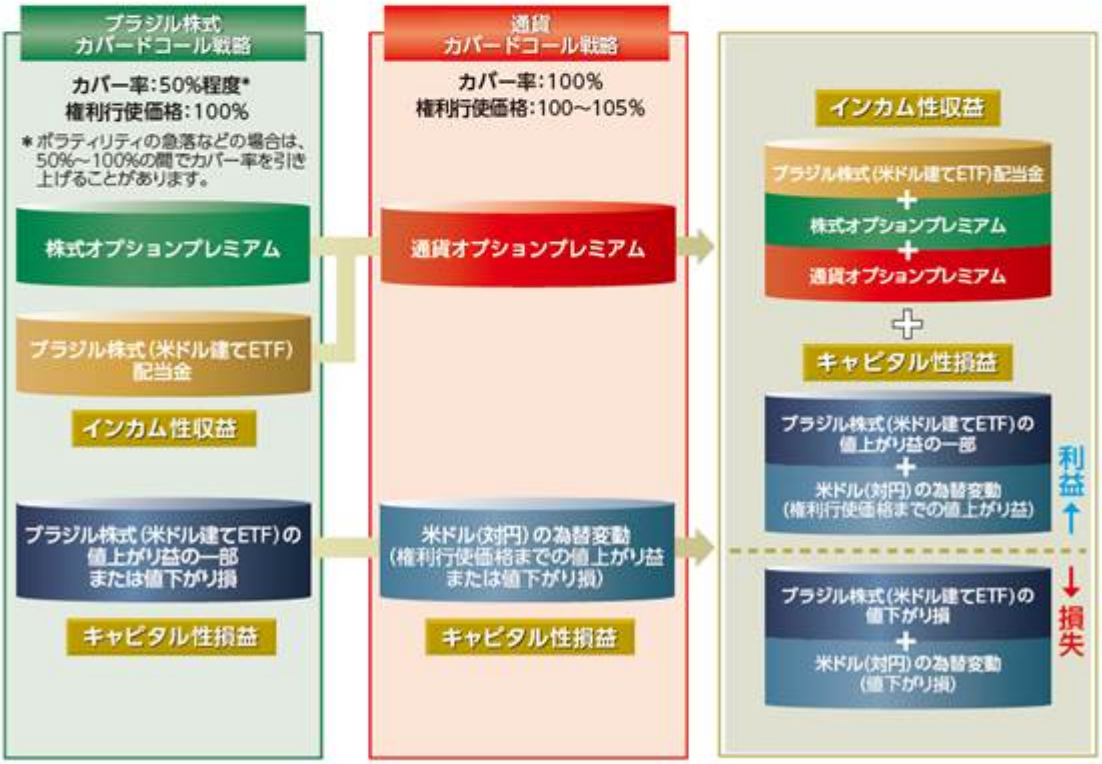

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

シングルα・米ドルコースの概要

ブラジル株式（米ドル建てETF）からの配当金+ブラジル株式（米ドル建てETF）の株式オプションプレミアムのインカム性収益の獲得を目指します。また、円に対する米ドルの為替差益の享受を目指します。

ブラジル株式カバードコール戦略は

- ■ブラジル株式（米ドル建てETF）の上昇益の50%程度を狙います。
- ■ブラジル株式（米ドル建てETF）が下落した場合には、下落幅に応じた損失を被ることになります。
- ■米ドル建てETFは、主にブラジルレアル建て株式で構成されていますので、構成銘柄の株価の変動だけでなく為替（米ドル/ブラジルレアルレート）の変動が内在しています。
- ■ブラジル株式（米ドル建てETF）を原資産とする満期1ヵ月のコールオプションを毎月売却します。
- ■ブラジル株式（米ドル建てETF）のコールオプションの売却（外国投資信託の純資産総額に対する50%程度）を行うことにより、株式オプションプレミアムを享受し、ブラジル株式（米ドル建てETF）の値上がり益の50%程度を放棄します。

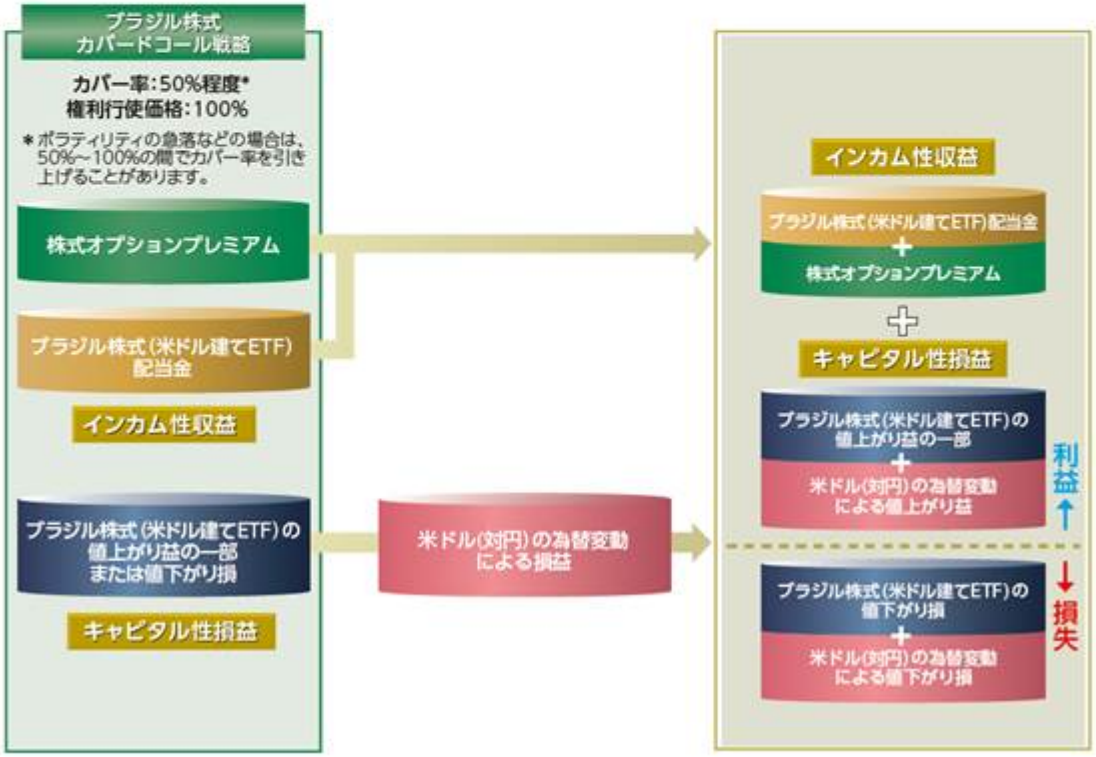

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

「カバードコール戦略」の損益について

「ブラジル株式カバードコール戦略」の損益イメージ

米ドル建てETFは、主にブラジルレアル建てのブラジル株式で構成されていますので、構成銘柄の株価の変動と為替（米ドル/ブラジルレアルレート）の変動が内在しています。

＜前提条件＞ 当初株価：100 権利行使価格：100 オプション料（プレミアム）収入：2 配当金：2 カバー率：50%		ケース1 ブラジル株式（米ドル建てETF）が下落した場合	ケース2 ブラジル株式（米ドル建てETF）が上昇した場合
満期日の株価		90	110
ブラジル株式	配当収入	+2	+2
	米ドル建てETFの上昇／下落	▲10	+10
	損益合計	▲8	+12
オプション取引	オプション料（プレミアム）収入	+1	+1
	オプション負担（値上がり分の放棄）	－	▲5
	損益合計	+1	▲4
「ブラジル株式カバードコール戦略」損益の合計		▲7	+8

ケース１：ブラジル株式の下落で損失が発生するものの、オプション料（プレミアム）収入が受け取れます。
ケース２：ブラジル株式の上昇で利益が発生し、オプション料（プレミアム）収入も受け取れますが、上昇のうち50%（カバー率）の利益は受け取れません。

「通貨カバードコール戦略」の損益イメージ

＜前提条件＞ 当初為替レート：100 権利行使価格：103 オプション料（プレミアム）収入：1 カバー率：100%		ケース1 米ドル（対円）が下落した場合	ケース2 米ドル（対円）が上昇した場合
満期日の為替水準		95	105
米ドルの為替変動	米ドル（対円）の上昇／下落	▲5	+5
	損益合計	▲5	+5
オプション取引	オプション料（プレミアム）収入	+1	+1
	オプション負担（値上がり分の放棄）	－	▲2
	損益合計	+1	▲1
「通貨カバードコール戦略」損益の合計		▲4	+4

ケース１：米ドル（対円）の下落で損失が発生するものの、オプション料（プレミアム）収入が受け取れます。
ケース２：米ドル（対円）の上昇で利益が発生し、オプション料（プレミアム）収入も受け取れますが、権利行使価格を上回った上昇による利益は受け取れません。

上図は「ブラジル株式カバードコール戦略」と「通貨カバードコール戦略」の損益イメージを表したものであり、ファンドの損益を示したものではありません。
記載の内容は将来の投資効果を示唆・保証するものではありません。また、ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

「ブラジル株式カバードコール戦略」の損益について

米ドル建てETFは、主にブラジルレアル建てのブラジル株式で構成されていますので、構成銘柄の株価の変動と為替(米ドル/ブラジルレアルレート)の変動が内在しています。

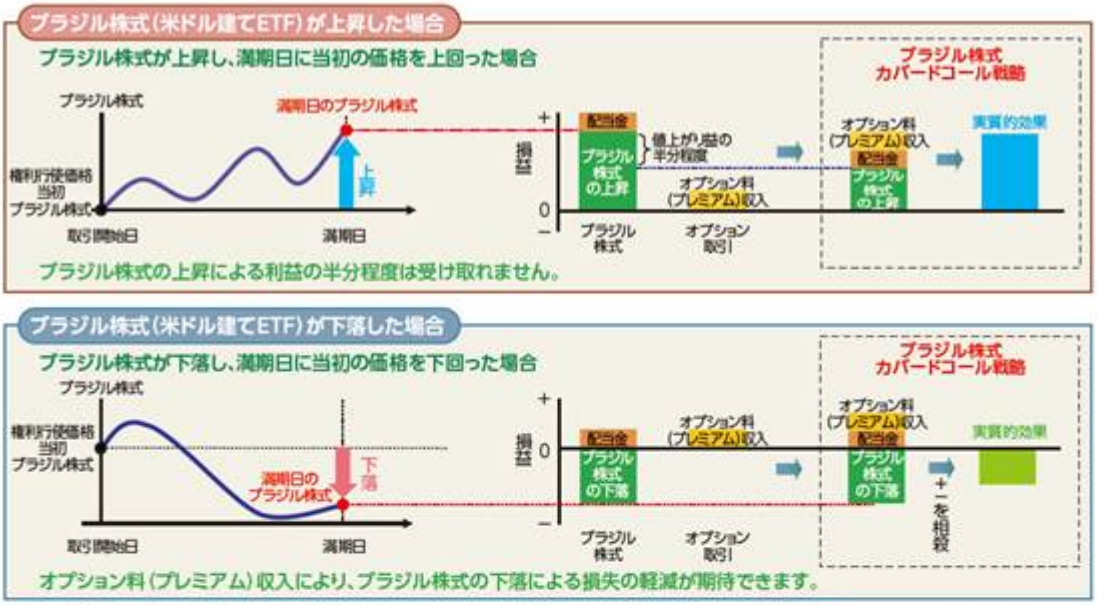

上図は「ブラジル株式カバードコール戦略」の損益イメージを表したものであり、ファンドの損益を示したものではありません。
記載の内容は将来の投資効果を示唆・保証するものではありません。また、ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

「通貨カバードコール戦略」の損益について

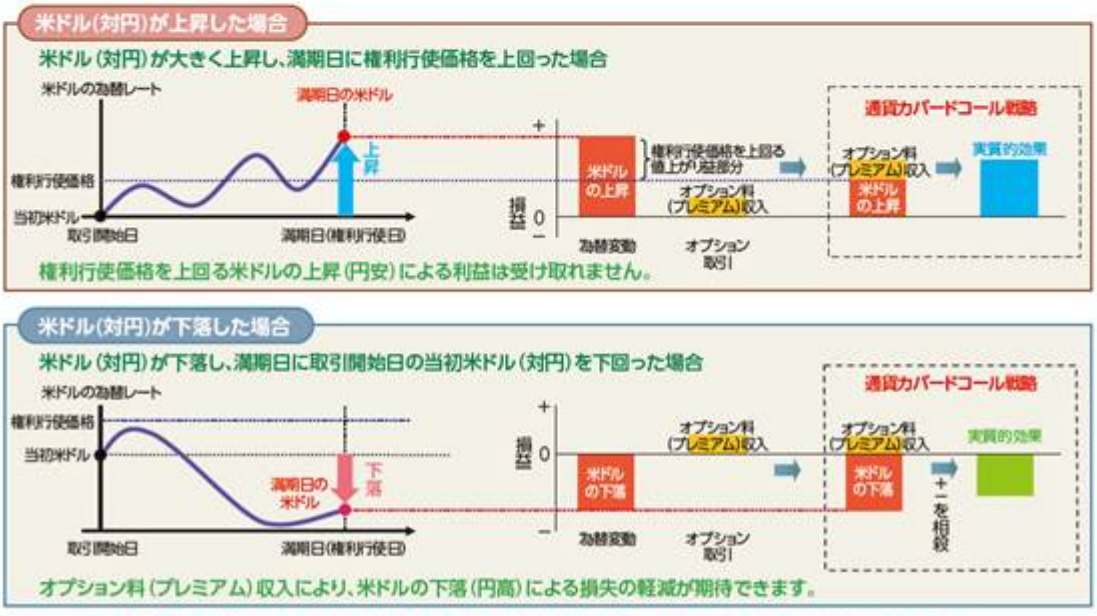

上図は「通貨カバードコール戦略」の損益イメージを表したものであり、ファンドの損益を示したものではありません。
記載の内容は将来の投資効果を示唆・保証するものではありません。また、ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

スイッチングについて

各ファンド間でスイッチングが可能です。

スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に他のファンドを購入することをいいます。なおスイッチングの取扱の有無および手数料等につきましては、販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

分配方針

毎決算時（毎月25日、休業日の場合は翌営業日）に分配を行います。
ただし、必ず分配を行うものではありません。

分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとし、原則として、インカム収益を中心に分配を行うことを目指します。
ただし、基準価額水準等によっては、売買益（評価益を含みます。）が中心となる場合があります。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

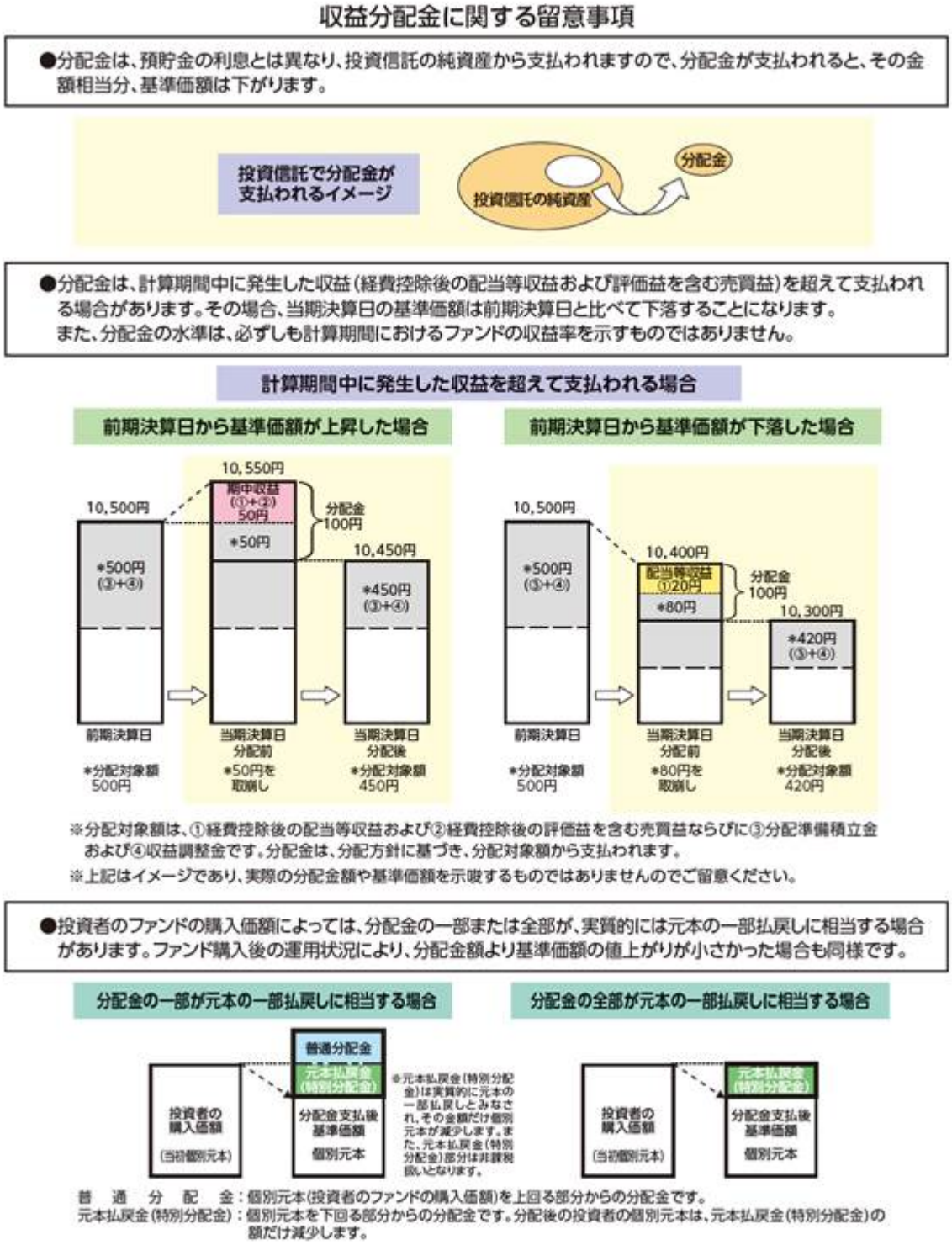

④信託金の限度額は各ファンド1,000億円を上限とし、合計で2,000億円を上限とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

2014年12月19日　ツインα・コース、シングルα・米ドルコースの信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

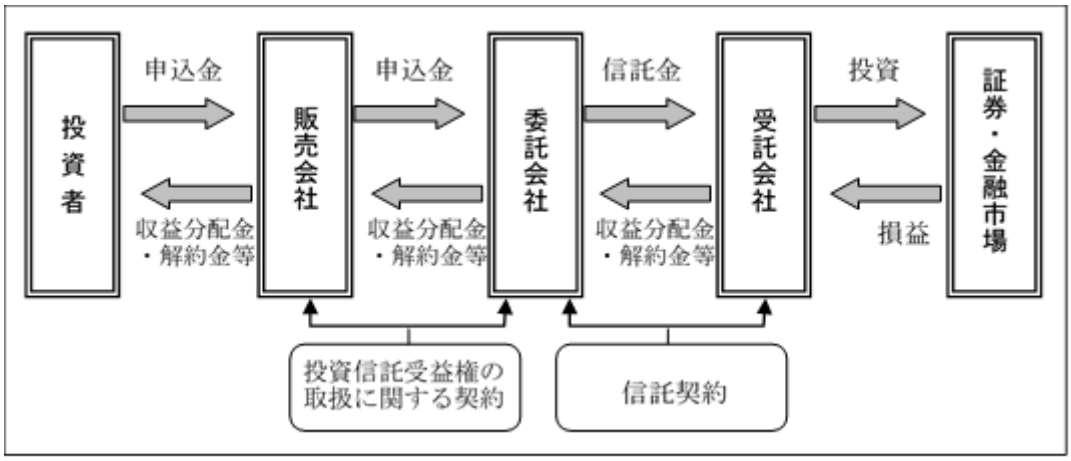

②ファンド・オブ・ファンズについて

各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

詳しくは、前述「（１）ファンドの目的及び基本的性格　③ファンドの特色　ファンドの仕組み」をご参照ください。

③委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

ａ．委託会社

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

（1）信託約款の届出
（2）信託財産の運用指図
（3）信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
（4）目論見書および運用報告書の作成等

ｂ．受託会社

株式会社りそな銀行

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

（1）信託財産の保管・管理・計算
（2）委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

ｃ．販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

（1）受益権の募集・販売の取扱い
（2）受益権の換金（解約）申込の取扱い
（3）換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
（4）目論見書、運用報告書の交付等

④委託会社の概況

ａ．資本金

2024年11月末日現在　　11億円

ｂ．会社の沿革

1980年12月19日	第一投信株式会社設立 同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得
1997年12月 1日	社名を長期信用投信株式会社に変更
1999年 2月25日	大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る
1999年 4月 1日	社名を大同ライフ投信株式会社に変更
2002年 1月24日	投資顧問業者の登録
2002年 6月11日	投資一任契約にかかる業務の認可
2002年 7月 1日	ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、 ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更
2006年 8月28日	社名をＴ＆Ｄアセットマネジメント株式会社に変更
2007年 3月30日	株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスの直接子会社となる
2007年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、 投資助言・代理業、投資運用業の登録

ｃ．大株主の状況

2024年11月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

「ブラジル株式ツインαファンド（毎月分配型）ツインα・コース」

＜基本方針＞

この信託は、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。

＜投資対象＞

円建ての外国投資信託証券であるUBS・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅲ-ブラジル株式アルファ・ファンド（適格機関投資家限定）（ツイン・アルファ・クラス）および国内の証券投資信託であるマネープールマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

＜投資態度＞

①外国投資信託証券を通じて、実質的に、iシェアーズ MSCI ブラジル・キャップト ETFとブラジル株式・オプション取引へ投資することに加えて、為替（米ドル買い／円売り）オプション取引の投資成果を享受し、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。

②外国投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。

③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

「ブラジル株式ツインαファンド（毎月分配型）シングルα・米ドルコース」

＜基本方針＞

この信託は、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。

＜投資対象＞

円建ての外国投資信託証券であるUBS・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅲ-ブラジル株式アルファ・ファンド（適格機関投資家限定）（シングル・アルファ・クラス）および国内の証券投資信託であるマネープールマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

＜投資態度＞

①外国投資信託証券を通じて、実質的に、iシェアーズ MSCI ブラジル・キャップト ETFとブラジル株式・オプション取引の投資成果を享受し、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。

②外国投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。

③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（2）【投資対象】

①以下を主要投資対象とします。

ケイマン籍　円建外国投資信託「UBS・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅲ-ブラジル株式アルファ・ファンド（適格機関投資家限定）」

親投資信託　「マネープールマザーファンド」

②この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

ａ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

（1）有価証券

（2）金銭債権

（3）約束手形

ｂ．次に掲げる特定資産以外の資産

（1）為替手形

③委託会社は、信託金を、外国投資信託およびマザーファンドならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（1）国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

（2）コマーシャル・ペーパー

（3）外国法人が発行する譲渡性預金証書

（4）外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3号の証券または証書の性質を有するもの

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

④委託会社は、信託金を、上記③に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

（1）預金

（2）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

（3）コール・ローン

（4）手形割引市場において売買される手形

（参考）

投資する投資信託証券の概要

ファンド名	UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-ブラジル株式アルファ・ファンド (適格機関投資家限定)(ツイン・アルファ・クラス)(シングル・アルファ・クラス) 「英名:UBS Universal Trust (Cayman)Ⅲ-Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only) (Twin Alpha Class / Single Alpha Class)」
分類	ケイマン籍／外国投資信託／円建
設定日	2014年12月22日
運用基本方針	**(ツイン・アルファ・クラス)** 担保付スワップ取引を通じて、実質的に、iシェアーズ MSCI ブラジル ETFとブラジル株式・オプション取引に加えて、為替オプション取引の投資成果を享受し、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 **(シングル・アルファ・クラス)** 担保付スワップ取引を通じて、実質的に、iシェアーズ MSCI ブラジル ETFとブラジル株式・オプション取引の投資成果を享受し、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
主な投資対象	UBS AG ロンドン支店を相手先とする担保付スワップ取引を投資対象とします。
投資態度	**(ツイン・アルファ・クラス)** ①担保付スワップ取引を通じて、実質的にiシェアーズ MSCI ブラジル ETFとブラジル株式・オプション取引に加えて、為替オプション取引の投資成果を享受し、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。 ②実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ③ブラジル株式・オプション取引ならびに為替オプション取引の各々の実質的な想定元本は、原則として、ブラジル株式・オプション取引についてはおおむね純資産相当額の半分程度、為替オプション取引についてはおおむね純資産相当額程度で行うものとします。 ④資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。 **(シングル・アルファ・クラス)** ①担保付スワップ取引を通じて、実質的に、iシェアーズ MSCI ブラジル ETFとブラジル株式・オプション取引の投資成果を享受し、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。 ②実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ③ブラジル株式・オプション取引の実質的な想定元本は、原則として、おおむね純資産相当額の半分程度で行うものとします。 ④資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。
主な投資制限	①店頭オプション、上場オプション、ETFに原則として直接投資を行いません。 ②有価証券の空売りは行いません。 ③純資産総額の10%を超える借り入れは行いません。 ④一発行会社の発行済総株式数の50%を超えて、当該発行会社の株式に投資しません。 ⑤流動性にかける資産の組入れは15%以下とします。 ⑥運用会社ならびに管理会社は、自己または投資信託受益証券以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等は行いません。
分配方針	原則として、毎月分配を行います。
決算日	11月末日
運用報酬等	純資産総額の年0.35%程度 また、証券取引・オプション取引等に伴う手数料、その他ファンドの運営に必要な各種費用等がかかります。
投資運用会社	UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド

ファンド名	マネープールマザーファンド
分類	親投資信託
設定日	2005年11月30日
運用基本方針	安定した収益の確保を目標として運用を行います。
主な投資対象	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
主な投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。
分配方針	分配は行いません。
決算日	11月10日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬等	信託報酬、申込手数料、信託財産留保額はありません。
委託会社	T&Dアセットマネジメント株式会社

各概要は2024年6月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。

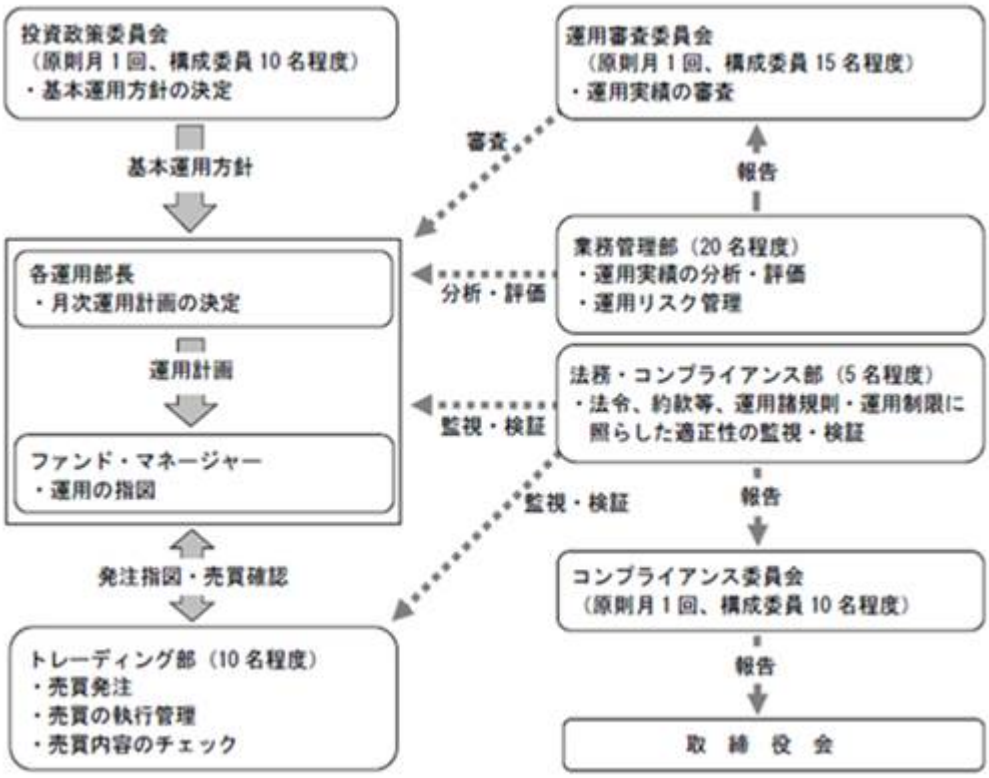

個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受取っています。

委託会社の運用体制等は2024年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年12回、毎決算時（原則として毎月25日。ただし該当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

①分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

③原則として、配当等収益を中心に分配を行うことを目指します。ただし、基準価額水準等によっては売買益（評価益を含みます。）が中心となる場合があります。

④収益分配にあてず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（５）【投資制限】

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②株式への直接投資は行いません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

④有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。

⑤組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

⑦ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ｃ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ｄ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

（1）基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。

したがいまして、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

①価格変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。外国投資信託においては、実質的にブラジル株式（ETF）に投資しますので株価変動の影響を受けます。

②為替変動リスク

外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。外国投資信託においては、実質的な組入資産（米ドル建てブラジル株式（ETF））について原則として為替ヘッジを行いませんので、円に対する米ドルの影響を受けます。加えて米ドル建てブラジル株式（ETF）は、主にブラジルレアル建てのブラジル株式で構成されており、米ドルに対するブラジルレアルレートの影響も受けます。

③カバードコール戦略に伴うリスク

（ツインα・コース）

■外国投資信託においては、カバードコール戦略により、担保付スワップ取引を通じて実質的にブラジル株式（ETF）および米ドル（対円）のコールオプションの売却を行います。売却した各コールオプションの価値は、売却後にブラジル株式（ETF）の価格や為替レートの水準、変動率が上昇した場合等には上昇し、これにより損失を被る可能性があります。

■カバードコール戦略では、オプション料（プレミアム）収入を受取る一方、ブラジル株式（ETF）の価格や米ドル（対円）がコールオプションの権利行使価格を超えて上昇した場合には権利行使に伴う支払が発生します。このため、各カバードコール戦略を行わずにブラジル株式（ETF）に投資した場合に比べ、投資成果が劣る可能性があります。

■オプション料（プレミアム）収入の水準は、コールオプションの売却を行う時点のブラジル株式（ETF）の価格や為替レートの水準、変動率、権利行使価格水準、満期までの期間、市場での需給関係等複数の要因により決まりますので、当初想定したオプション料（プレミアム）収入の水準が確保できない可能性があります。

■カバードコール戦略において、特定の権利行使期間でブラジル株式（ETF）の価格や為替レートが下落した場合、カバードコール戦略を再構築しカバーした部分については、ブラジル株式（ETF）の値上がり益と通貨の値上がり益は、再構築日に設定される権利行使価格までの上昇に伴う収益に限定されますので、その後に当初の水準までブラジル株式（ETF）の価格や為替レートの水準が回復しても、当ファンドの基準価額は当初の水準を下回る可能性があります。

（シングルα・米ドルコース）

■外国投資信託においては、カバードコール戦略により、担保付スワップ取引を通じて実質的にブラジル株式（ETF）のコールオプションの売却を行います。売却したコールオプションの価値は、売却後にブラジル株式（ETF）の価格や変動率が上昇した場合等には上昇し、これにより損失を被る可能性があります。

■カバードコール戦略では、オプション料（プレミアム）収入を受け取る一方、ブラジル株式（ETF）の価格がコールオプションの権利行使価格を超えて上昇した場合には権利行使に伴う支払いが発生します。このため、カバードコール戦略を行わずにブラジル株式（ETF）に投資した場合に比べ、投資成果が劣る可能性があります。

■オプション料（プレミアム）収入の水準は、コールオプションの売却を行う時点のブラジル株式（ETF）の価格や変動率、権利行使価格水準、満期までの期間、市場での需給関係等複数の要因により決まりますので、当初想定したオプション料（プレミアム）収入の水準が確保できない可能性があります。

■カバードコール戦略において、特定の権利行使期間でブラジル株式（ETF）の価格が下落した場合、カバードコール戦略を再構築しカバーした部分については、ブラジル株式（ETF）の値上がり益は、再構築日に設定される権利行使価格までの上昇に伴う収益に限定されますので、その後に当初の水準までブラジル株式（ETF）の価格が回復しても、当ファンドの基準価額は当初の水準を下回る可能性があります。

④スワップ取引に伴うリスク

投資対象である外国投資信託におけるスワップ取引では、取引の相手方から担保を受取ることで信用リスクの低減を図りますが、相手方の倒産や契約不履行、その他不測の事態が生じた場合には、運用の継続は困難となり、将来の投資成果を享受することはできず、また、担保を処分する際に想定した価格で処分できない可能性があることから損失を被る場合があります。

投資対象の外国投資信託は、スワップ取引の相手方が現実に取引するオプション取引については、何らの権利も有しておりません。

⑤流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があり、これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

（2）その他の留意点

①ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

②ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

③大量の解約・換金申込を受け付け短期間で解約資金を準備する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

④マザーファンドを他のファンドが投資対象としている場合に、当該ファンドの購入、換金等による資金変動に伴い、マザーファンドにおいても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

（3）リスクの管理体制

委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

なお、流動性リスク管理について社内規程を制定し、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、定期的にリスク管理委員会および取締役会への報告を行います。

委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。
委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- **ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。**
- **業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。**
- **法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。**

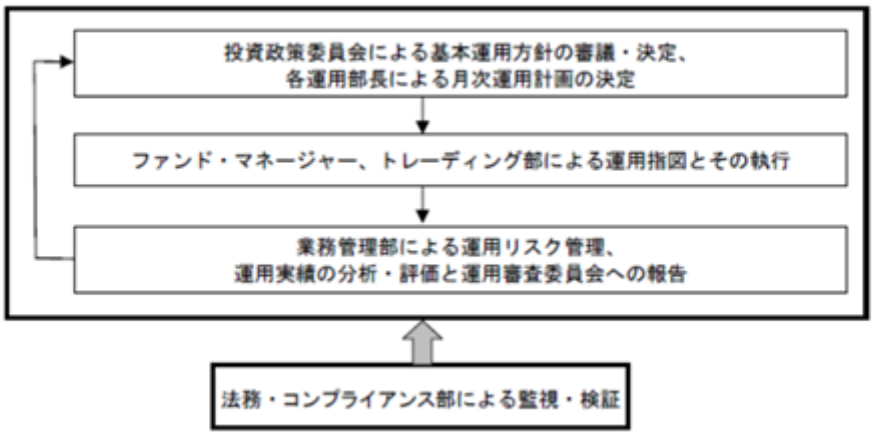

リスクの管理体制は2024年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜参考情報＞

代表的な資産クラスとの騰落率の比較

＜ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移＞　(2019年12月~2024年11月)

＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞　(2019年12月~2024年11月)

ツインα・コース

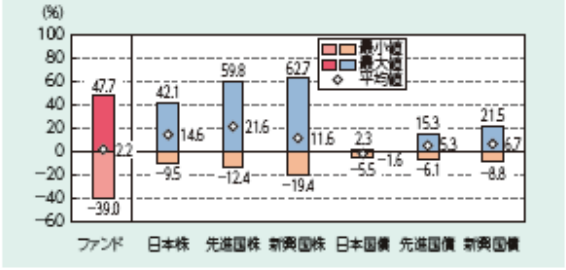

シングルα・米ドルコース

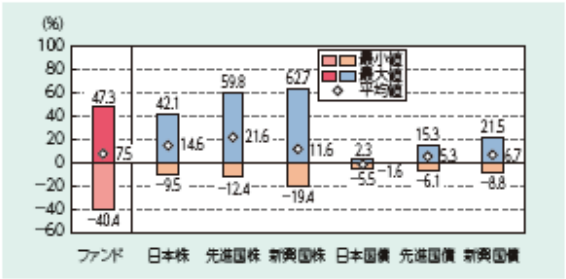

(注)ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※左のグラフの分配金再投資基準価額は、2019年12月末の基準価額を起点として指数化したものです。
※右のグラフは、2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
※右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
※上記の騰落率は2024年11月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

○各資産クラスの指数
日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債…NOMURA-BPI国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。
※詳細は「指数に関して」をご参照ください。

●指数に関して
○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について
東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)とは、株式会社JPX総研が算出する株価指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXに関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研に帰属します。
MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCIコクサイ・インデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。
MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。
NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、対象インデックスを用いて行われるT&Dアセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJPモルガン社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

4.4%（税抜4.0%）を上限として、販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。
申込手数料は、ファンドの商品説明、販売にかかる事務費用等の対価です。
なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（2）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。ただし、換金の際には、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額＊としてご負担いただきます。
＊「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.463%（税抜1.33%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。
[信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率]

（年率・税抜）

支払先 純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
30億円以下の部分	0.500%	0.800%	0.03%
30億円超60億円以下の部分	0.400%	0.900%	
60億円超100億円以下の部分	0.325%	0.975%	
100億円超500億円以下の部分	0.275%	1.025%	
500億円超の部分	0.250%	1.050%	

上記の信託報酬の総額は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。
[信託報酬等の対価の内容]
委託会社：委託した資金の運用の対価
販売会社：購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社：運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
その他、投資対象とする外国投資信託の信託報酬等として、当該ファンドの純資産総額の年0.35%程度を信託財産中から支弁します。外国投資信託の信託報酬等は、外国投資信託の運用の対価、運用財産の管理等の対価です。
したがいまして、ファンドの実質的な信託報酬等は、信託財産の純資産総額の年1.813%（税抜1.68%）程度となります。

（４）【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、信託財産中から支弁します。

③証券取引に伴う手数料、組入資産の保管等に要する費用等は信託財産中から支弁します。

また、組入外国投資信託においても、証券取引・オプション取引等に伴う手数料、その他ファンドの運営に必要な各種費用等がかかります。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は、税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（ＮＩＳＡ）の適用対象となります。なお、ファンドについては、ＮＩＳＡの適用対象ではありません。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

①個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

◆個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続投資コースの両コースで購入する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◆収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いについては、2024年11月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

≪参考情報≫ ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
ブラジル株式ツインαファンド(毎月分配型)ツインα・コース	1.81%	1.46%	0.35%
ブラジル株式ツインαファンド(毎月分配型)シングルα・米ドルコース	1.82%	1.46%	0.36%

※対象期間は2024年4月26日～2024年10月25日です。
※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※その他費用の比率には、投資先ファンドにかかる費用が含まれます。
投資先ファンドとは、ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを除く）です。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【ブラジル株式ツインαファンド（毎月分配型）ツインα・コース】

（1）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2024年11月29日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	3,624	97.74
親投資信託受益証券	日本	32	0.86
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	52	1.40
合計（純資産総額）	―	3,708	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2024年11月29日現在）

	国／地域	種　類	銘　柄　名	券面総額	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資比率（%）
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	UBS ユニバーサル・トラスト（ケイマン）III-ブラジル株式アルファ・ファンド（適格機関投資家限定）（ツイン・アルファ・クラス）	19,803,360.266	193.99 3,841,701,632	183.00 3,624,014,928	97.74
2	日本	親投資信託受益証券	マネープールマザーファンド	31,354,855	1.0128 31,756,197	1.0128 31,756,197	0.86

（注）1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。
2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。
親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2024年11月29日現在）

種類	投 資 比 率（%）
投資信託受益証券	97.74
親投資信託受益証券	0.86
合計	98.60

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2024年11月末日及び同日前1年以内における各月末及び各特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（単位:百万円）	純資産総額（分配付）（単位:百万円）	1口当たりの純資産額（分配落）（単位:円）	1口当たりの純資産額（分配付）（単位:円）
第1期 特定期間（2015年4月27日現在）	288	306	0.9640	1.0240
第2期 特定期間（2015年10月26日現在）	173	208	0.6008	0.7208
第3期 特定期間（2016年4月25日現在）	345	392	0.4635	0.5835
第4期 特定期間（2016年10月25日現在）	1,468	1,733	0.4479	0.5499
第5期 特定期間（2017年4月25日現在）	6,491	7,229	0.3489	0.4299
第6期 特定期間（2017年10月25日現在）	7,882	9,343	0.3181	0.3841
第7期 特定期間（2018年4月25日現在）	15,121	17,950	0.2538	0.3198
第8期 特定期間（2018年10月25日現在）	15,285	19,169	0.1749	0.2259
第9期 特定期間（2019年4月25日現在）	22,333	27,518	0.1475	0.1905
第10期 特定期間（2019年10月25日現在）	24,320	31,035	0.1167	0.1537
第11期 特定期間（2020年4月27日現在）	11,304	16,750	0.0489	0.0729
第12期 特定期間（2020年10月26日現在）	14,819	18,978	0.0479	0.0629
第13期 特定期間（2021年4月26日現在）	13,877	16,946	0.0471	0.0571
第14期 特定期間（2021年10月25日現在）	9,605	11,397	0.0374	0.0439
第15期 特定期間（2022年4月25日現在）	7,718	8,492	0.0409	0.0444
第16期 特定期間（2022年10月25日現在）	7,027	7,588	0.0384	0.0414
第17期 特定期間（2023年4月25日現在）	5,728	6,279	0.0310	0.0340
第18期 特定期間（2023年10月25日現在）	5,884	6,433	0.0321	0.0351
第19期 特定期間（2024年4月25日現在）	4,977	5,483	0.0303	0.0333
第20期 特定期間（2024年10月25日現在）	3,968	4,454	0.0245	0.0275
2023年11月末日	6,073	－	0.0335	－
2023年12月末日	5,692	－	0.0335	－

2024年1月末日	5,460	－	0.0324	－
2024年2月末日	5,420	－	0.0329	－
2024年3月末日	5,231	－	0.0318	－
2024年4月末日	5,083	－	0.0307	－
2024年5月末日	4,866	－	0.0294	－
2024年6月末日	4,432	－	0.0274	－
2024年7月末日	4,283	－	0.0265	－
2024年8月末日	4,208	－	0.0258	－
2024年9月末日	4,074	－	0.0250	－
2024年10月末日	3,986	－	0.0245	－
2024年11月末日	3,708	－	0.0225	－

（注）分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 特定期間（2014年12月19日～2015年4月27日）	0.0600
第2期 特定期間（2015年4月28日～2015年10月26日）	0.1200
第3期 特定期間（2015年10月27日～2016年4月25日）	0.1200
第4期 特定期間（2016年4月26日～2016年10月25日）	0.1020
第5期 特定期間（2016年10月26日～2017年4月25日）	0.0810
第6期 特定期間（2017年4月26日～2017年10月25日）	0.0660
第7期 特定期間（2017年10月26日～2018年4月25日）	0.0660
第8期 特定期間（2018年4月26日～2018年10月25日）	0.0510
第9期 特定期間（2018年10月26日～2019年4月25日）	0.0430
第10期 特定期間（2019年4月26日～2019年10月25日）	0.0370
第11期 特定期間（2019年10月26日～2020年4月27日）	0.0240
第12期 特定期間（2020年4月28日～2020年10月26日）	0.0150
第13期 特定期間（2020年10月27日～2021年4月26日）	0.0100
第14期 特定期間（2021年4月27日～2021年10月25日）	0.0065
第15期 特定期間（2021年10月26日～2022年4月25日）	0.0035
第16期 特定期間（2022年4月26日～2022年10月25日）	0.0030
第17期 特定期間（2022年10月26日～2023年4月25日）	0.0030
第18期 特定期間（2023年4月26日～2023年10月25日）	0.0030
第19期 特定期間（2023年10月26日～2024年4月25日）	0.0030
第20期 特定期間（2024年4月26日～2024年10月25日）	0.0030

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第1期 特定期間（2014年12月19日 ～ 2015年4月27日）	2.40
第2期 特定期間（2015年4月28日 ～ 2015年10月26日）	△25.23
第3期 特定期間（2015年10月27日 ～ 2016年4月25日）	△2.88
第4期 特定期間（2016年4月26日 ～ 2016年10月25日）	18.64
第5期 特定期間（2016年10月26日 ～ 2017年4月25日）	△4.02
第6期 特定期間（2017年4月26日 ～ 2017年10月25日）	10.09

第7期 特定期間（2017年10月26日 ～ 2018年4月25日）	0.53
第8期 特定期間（2018年4月26日 ～ 2018年10月25日）	△10.99
第9期 特定期間（2018年10月26日 ～ 2019年4月25日）	8.92
第10期 特定期間（2019年4月26日 ～ 2019年10月25日）	4.20
第11期 特定期間（2019年10月26日 ～ 2020年4月27日）	△37.53
第12期 特定期間（2020年4月28日 ～ 2020年10月26日）	28.63
第13期 特定期間（2020年10月27日 ～ 2021年4月26日）	19.21
第14期 特定期間（2021年4月27日 ～ 2021年10月25日）	△6.79
第15期 特定期間（2021年10月26日 ～ 2022年4月25日）	18.72
第16期 特定期間（2022年4月26日 ～ 2022年10月25日）	1.22
第17期 特定期間（2022年10月26日 ～ 2023年4月25日）	△11.46
第18期 特定期間（2023年4月26日 ～ 2023年10月25日）	13.23
第19期 特定期間（2023年10月26日 ～ 2024年4月25日）	3.74
第20期 特定期間（2024年4月26日 ～ 2024年10月25日）	△9.24

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期特定期間においては、前期末基準価額（1万口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（4）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 特定期間（2014年12月19日 ～ 2015年4月27日）	311,006,195	12,223,335
第2期 特定期間（2015年4月28日 ～ 2015年10月26日）	18,023,878	28,911,914
第3期 特定期間（2015年10月27日 ～ 2016年4月25日）	562,677,034	106,044,179
第4期 特定期間（2016年4月26日 ～ 2016年10月25日）	4,376,669,642	1,844,605,649
第5期 特定期間（2016年10月26日 ～ 2017年4月25日）	19,905,994,882	4,579,720,134
第6期 特定期間（2017年4月26日 ～ 2017年10月25日）	23,072,354,524	16,897,584,354
第7期 特定期間（2017年10月26日 ～ 2018年4月25日）	52,140,820,118	17,352,365,381
第8期 特定期間（2018年4月26日 ～ 2018年10月25日）	55,923,015,249	28,090,954,721
第9期 特定期間（2018年10月26日 ～ 2019年4月25日）	94,825,591,225	30,844,455,838
第10期 特定期間（2019年4月26日 ～ 2019年10月25日）	106,053,429,196	49,059,569,413
第11期 特定期間（2019年10月26日 ～ 2020年4月27日）	124,292,242,232	101,674,240,319
第12期 特定期間（2020年4月28日 ～ 2020年10月26日）	138,773,693,021	60,356,321,670
第13期 特定期間（2020年10月27日 ～ 2021年4月26日）	98,486,202,041	113,158,957,155
第14期 特定期間（2021年4月27日 ～ 2021年10月25日）	56,531,532,207	94,551,615,440
第15期 特定期間（2021年10月26日 ～ 2022年4月25日）	24,683,046,724	92,698,924,514
第16期 特定期間（2022年4月26日 ～ 2022年10月25日）	17,755,539,472	23,263,878,609
第17期 特定期間（2022年10月26日 ～ 2023年4月25日）	19,043,521,919	17,302,711,022
第18期 特定期間（2023年4月26日 ～ 2023年10月25日）	21,075,207,481	22,555,112,710
第19期 特定期間（2023年10月26日 ～ 2024年4月25日）	19,963,520,522	39,000,255,311
第20期 特定期間（2024年4月26日 ～ 2024年10月25日）	20,609,514,082	23,192,304,614

（注）1 第1期特定期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。
2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【ブラジル株式ツインαファンド（毎月分配型）シングルα・米ドルコース】

（1）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2024年11月29日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	340	98.31
親投資信託受益証券	日本	3	0.85
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	3	0.84
合計（純資産総額）	―	346	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2024年11月29日現在）

	国／地域	種　類	銘　柄　名	券面総額	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資比率（%）
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	UBS ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅲ-ブラジル株式アルファ・ファンド（適格機関投資家限定）（シングル・アルファ・クラス）	425,459.361	846.94 360,341,513	799.00 339,942,029	98.31
2	日本	親投資信託受益証券	マネープールマザーファンド	2,917,744	1.0128 2,955,091	1.0128 2,955,091	0.85

（注）1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。
2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。
親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2024年11月29日現在）

種類	投 資 比 率（%）
投資信託受益証券	98.31
親投資信託受益証券	0.85
合計	99.16

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

2024年11月末日及び同日前1年以内における各月末及び各特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（単位:百万円）	純資産総額（分配付）（単位:百万円）	1口当たりの純資産額（分配落）（単位:円）	1口当たりの純資産額（分配付）（単位:円）
第1期 特定期間（2015年4月27日現在）	290	303	0.9669	1.0089
第2期 特定期間（2015年10月26日現在）	119	139	0.6286	0.7126
第3期 特定期間（2016年4月25日現在）	69	83	0.5225	0.6065
第4期 特定期間（2016年10月25日現在）	68	79	0.5260	0.6040
第5期 特定期間（2017年4月25日現在）	120	133	0.4669	0.5369
第6期 特定期間（2017年10月25日現在）	159	176	0.4554	0.5154
第7期 特定期間（2018年4月25日現在）	197	221	0.3893	0.4493
第8期 特定期間（2018年10月25日現在）	99	116	0.3066	0.3546
第9期 特定期間（2019年4月25日現在）	109	124	0.2901	0.3301
第10期 特定期間（2019年10月25日現在）	159	176	0.2645	0.2995
第11期 特定期間（2020年4月27日現在）	71	87	0.1268	0.1538
第12期 特定期間（2020年10月26日現在）	83	95	0.1391	0.1601
第13期 特定期間（2021年4月26日現在）	104	118	0.1477	0.1687
第14期 特定期間（2021年10月25日現在）	89	101	0.1244	0.1404
第15期 特定期間（2022年4月25日現在）	112	121	0.1466	0.1591
第16期 特定期間（2022年10月25日現在）	119	129	0.1456	0.1576
第17期 特定期間（2023年4月25日現在）	229	247	0.1174	0.1294
第18期 特定期間（2023年10月25日現在）	404	436	0.1282	0.1402
第19期 特定期間（2024年4月25日現在）	439	479	0.1264	0.1384
第20期 特定期間（2024年10月25日現在）	365	406	0.1042	0.1162
2023年11月末日	399	－	0.1326	－
2023年12月末日	415	－	0.1317	－
2024年1月末日	444	－	0.1310	－
2024年2月末日	468	－	0.1339	－
2024年3月末日	461	－	0.1295	－
2024年4月末日	452	－	0.1297	－

2024年5月末日	419	－	0.1228	－
2024年6月末日	380	－	0.1164	－
2024年7月末日	361	－	0.1105	－
2024年8月末日	375	－	0.1073	－
2024年9月末日	357	－	0.1032	－
2024年10月末日	354	－	0.1045	－
2024年11月末日	346	－	0.0967	－

（注）分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 特定期間（2014年12月19日～2015年4月27日）	0.0420
第2期 特定期間（2015年4月28日～2015年10月26日）	0.0840
第3期 特定期間（2015年10月27日～2016年4月25日）	0.0840
第4期 特定期間（2016年4月26日～2016年10月25日）	0.0780
第5期 特定期間（2016年10月26日～2017年4月25日）	0.0700
第6期 特定期間（2017年4月26日～2017年10月25日）	0.0600
第7期 特定期間（2017年10月26日～2018年4月25日）	0.0600
第8期 特定期間（2018年4月26日～2018年10月25日）	0.0480
第9期 特定期間（2018年10月26日～2019年4月25日）	0.0400
第10期 特定期間（2019年4月26日～2019年10月25日）	0.0350
第11期 特定期間（2019年10月26日～2020年4月27日）	0.0270
第12期 特定期間（2020年4月28日～2020年10月26日）	0.0210
第13期 特定期間（2020年10月27日～2021年4月26日）	0.0210
第14期 特定期間（2021年4月27日～2021年10月25日）	0.0160
第15期 特定期間（2021年10月26日～2022年4月25日）	0.0125
第16期 特定期間（2022年4月26日～2022年10月25日）	0.0120
第17期 特定期間（2022年10月26日～2023年4月25日）	0.0120
第18期 特定期間（2023年4月26日～2023年10月25日）	0.0120
第19期 特定期間（2023年10月26日～2024年4月25日）	0.0120
第20期 特定期間（2024年4月26日～2024年10月25日）	0.0120

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第1期 特定期間（2014年12月19日 ～ 2015年4月27日）	0.89
第2期 特定期間（2015年4月28日 ～ 2015年10月26日）	△26.30
第3期 特定期間（2015年10月27日 ～ 2016年4月25日）	△3.52
第4期 特定期間（2016年4月26日 ～ 2016年10月25日）	15.60
第5期 特定期間（2016年10月26日 ～ 2017年4月25日）	2.07
第6期 特定期間（2017年4月26日 ～ 2017年10月25日）	10.39
第7期 特定期間（2017年10月26日 ～ 2018年4月25日）	△1.34
第8期 特定期間（2018年4月26日 ～ 2018年10月25日）	△8.91
第9期 特定期間（2018年10月26日 ～ 2019年4月25日）	7.66
第10期 特定期間（2019年4月26日 ～ 2019年10月25日）	3.24

第11期 特定期間（2019年10月26日 ～ 2020年4月27日）	△41.85
第12期 特定期間（2020年4月28日 ～ 2020年10月26日）	26.26
第13期 特定期間（2020年10月27日 ～ 2021年4月26日）	21.28
第14期 特定期間（2021年4月27日 ～ 2021年10月25日）	△4.94
第15期 特定期間（2021年10月26日 ～ 2022年4月25日）	27.89
第16期 特定期間（2022年4月26日 ～ 2022年10月25日）	7.50
第17期 特定期間（2022年10月26日 ～ 2023年4月25日）	△11.13
第18期 特定期間（2023年4月26日 ～ 2023年10月25日）	19.42
第19期 特定期間（2023年10月26日 ～ 2024年4月25日）	7.96
第20期 特定期間（2024年4月26日 ～ 2024年10月25日）	△8.07

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期特定期間においては、前期末基準価額（1万口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 特定期間（2014年12月19日 ～ 2015年4月27日）	320,935,458	20,963,775
第2期 特定期間（2015年4月28日 ～ 2015年10月26日）	3,021,562	114,461,886
第3期 特定期間（2015年10月27日 ～ 2016年4月25日）	6,168,740	61,782,368
第4期 特定期間（2016年4月26日 ～ 2016年10月25日）	17,712,952	21,086,302
第5期 特定期間（2016年10月26日 ～ 2017年4月25日）	208,137,917	81,350,410
第6期 特定期間（2017年4月26日 ～ 2017年10月25日）	360,245,817	268,490,750
第7期 特定期間（2017年10月26日 ～ 2018年4月25日）	261,233,006	104,271,480
第8期 特定期間（2018年4月26日 ～ 2018年10月25日）	110,952,256	293,650,141
第9期 特定期間（2018年10月26日 ～ 2019年4月25日）	206,256,817	152,313,296
第10期 特定期間（2019年4月26日 ～ 2019年10月25日）	370,883,058	147,670,750
第11期 特定期間（2019年10月26日 ～ 2020年4月27日）	234,956,237	273,368,107
第12期 特定期間（2020年4月28日 ～ 2020年10月26日）	188,766,300	155,397,073
第13期 特定期間（2020年10月27日 ～ 2021年4月26日）	253,954,531	142,041,079
第14期 特定期間（2021年4月27日 ～ 2021年10月25日）	213,065,827	201,879,627
第15期 特定期間（2021年10月26日 ～ 2022年4月25日）	399,316,570	352,205,063
第16期 特定期間（2022年4月26日 ～ 2022年10月25日）	450,365,589	397,062,162
第17期 特定期間（2022年10月26日 ～ 2023年4月25日）	1,718,734,576	583,085,448
第18期 特定期間（2023年4月26日 ～ 2023年10月25日）	2,221,199,564	1,025,873,877
第19期 特定期間（2023年10月26日 ～ 2024年4月25日）	1,419,312,994	1,094,591,787
第20期 特定期間（2024年4月26日 ～ 2024年10月25日）	1,117,453,466	1,085,561,274

（注）1 第1期特定期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。
2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

（参考）マネープールマザーファンドの状況

（１）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（2024年11月29日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
国債証券	日本	23	66.26
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	12	33.74
合計（純資産総額）	－	35	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2024年11月29日現在）

	国名	種類	銘 柄 名	券面総額（円）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資比率（％）	クーポン（％）	償還日
1	日本	国債証券	第１２０７回国庫短期証券	23,000,000	99.99 22,998,996	99.99 22,998,996	66.26	－	2025.1.20

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2024年11月29日現在）

種類	投 資 比 率（％）
国債証券	66.26
合計	66.26

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考）運用実績

（2024年11月29日現在）

基準価額・純資産の推移

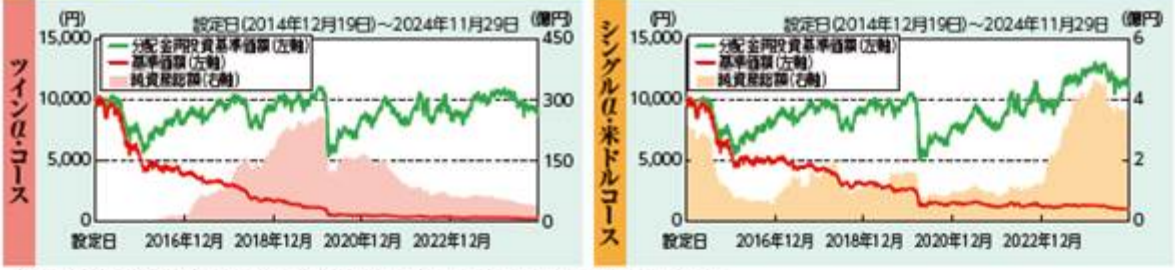

※分配金再投資基準価額は収益分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算したものです。
※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

	ツインα・コース	シングルα・米ドルコース
2024年11月	5円	20円
2024年10月	5円	20円
2024年9月	5円	20円
2024年8月	5円	20円
2024年7月	5円	20円

	ツインα・コース	シングルα・米ドルコース
直近1年間累計	60円	240円
設定来累計	8,205円	7,605円

主要な資産の状況

●投資比率

ツインα・コース

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-ブラジル株式アルファ・ファンド(適格機関投資家限定)(ツイン・アルファ・クラス)	97.7%
マネープールマザーファンド	0.9%
現金・預金等	1.4%
合　計	100.0%

シングルα・米ドルコース

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-ブラジル株式アルファ・ファンド(適格機関投資家限定)(シングル・アルファ・クラス)	98.3%
マネープールマザーファンド	0.9%
現金・預金等	0.8%
合　計	100.0%

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-ブラジル株式アルファ・ファンド(適格機関投資家限定)の運用状況　2024年11月末現在(現地基準)

◆ファンドの概要

銘柄名	比率
iシェアーズ MSCI ブラジル ETF	100.0%

※比率は、「UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-ブラジル株式アルファ・ファンド(適格機関投資家限定)」における株式ポートフォリオに対する比率です。

◆オプション取引

	ブラジル株式カバードコール戦略	通貨カバードコール戦略*
カバー率	50.0%	100.0%
行使水準	100.0%	101.1%
プレミアム(年率)	8.3%	8.0%

※行使水準は、基準日以前で直近に行った取引の行使水準です。
※行使期間は、原則として概ね1カ月です(変更する場合もあります)。
※プレミアム(年率)は、純資産に対する年率調整後のオプションのプレミアム収入です。
＊通貨カバードコール戦略は、ブラジル株式ツインαファンド(毎月分配型)シングルα・米ドルコースの投資対象であるシングル・アルファ・クラスでは行われません。

上記のデータは、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(シンガポール支店)およびUBS AG ロンドン支店より入手したデータをもとに作成しております。

年間収益率の推移（暦年ベース）

※ファンドの収益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※ファンドにはベンチマークはありません。
※2024年は年初から11月末までの収益率を表示しています。

◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①ファンドの受益権の購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。購入申込は、申込期間における毎営業日に販売会社で受付けます。ただし、下記のいずれかに該当する日には、購入およびスイッチングの申込を受付けないものとします。申込不可日につきましては、販売会社にお問い合わせください。

＜申込不可日＞

・ニューヨークの銀行またはニューヨークの証券取引所のいずれかの休業日に該当する日

②購入申込の受付は、原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

③申込方法には、一般コースと自動継続投資コースがあります。自動継続投資コースを選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約＊」を締結していただきます。

＊これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

④受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

⑤ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払と引換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

⑥申込手数料につきましては、前述「第1　ファンドの状況　4　手数料等及び税金　（1）申込手数料」をご参照ください。

⑦購入申込者は、購入代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社により異なりますので、販売会社にお問い合わせください。

⑧委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入申込およびスイッチングの受付を中止することおよびすでに受付けた購入申込の受付を取消すことがあります。

２【換金（解約）手続等】

①受益者は、販売会社が定める単位をもって、換金申込をすることができます。ただし、申込不可日に該当する日には、換金申込を受付けないものとします。申込不可日につきましては、前述「１ 申込（販売）手続等」をご参照ください。

換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

③ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額＊として控除した価額とします。

＊「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

⑤換金申込は、振替受益権をもって行うものとします。

⑥委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付を取消すことができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が申込不可日であるときは、この計算日以降の最初の換金申込を受付けることができる日とします。）に換金申込を受付けたものとして④の規定に準じて計算された価額とします。

⑦換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、支払開始日が遅延する場合があります。

⑧信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込等に制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

⑨換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。
①ファンドの主な投資対象
・外国投資信託　：原則としてファンドの基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
・マザーファンド：原則としてファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
②マザーファンドの主な投資対象
・公社債等　　：ａ．日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
ｂ．金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）
ｃ．価格情報会社の提供する価額
※残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法により評価することができます。
基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合せいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。
Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
電話番号　03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）
インターネットホームページ　https://www.tdasset.co.jp/

（2）【保管】

ありません。

（3）【信託期間】

ファンドの信託期間は、2027年4月26日までですが、後述「（５）その他 ①信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

（4）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月26日から翌月25日までです。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①信託の終了

ａ．ファンドの繰上償還

(1) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(2) 委託会社は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(3) 委託会社は、(1) の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(4) (3) の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(5) (3) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(6) (3) から (5) までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび (2) の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(3) から (5) までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

ｂ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

ｃ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「②信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

ｄ．受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

ａ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は②に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ｂ．委託会社は、ａの事項（ａの変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ．ｂの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ．ｂの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ｅ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

ｆ．ｂからｅまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ｇ．ａからｆの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③関係法人との契約の更改に関する手続

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

④公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（https://www.tdasset.co.jp/）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤運用にかかる報告等開示方法

4月および10月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

（１）収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金を販売会社を通じて委託会社に申込できます。権利行使の方法等については、前述「２換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、第20期特定期間(2024年4月26日から2024年10月25日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
【ブラジル株式ツインαファンド（毎月分配型）ツインα・コース】
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第19期 特定期間 （2024年4月25日現在）	第20期 特定期間 （2024年10月25日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	106,870,037	128,998,389
投資信託受益証券	4,914,048,640	3,901,907,368
親投資信託受益証券	49,825,873	34,852,756
未収利息	148	718
流動資産合計	5,070,744,698	4,065,759,231
資産合計	5,070,744,698	4,065,759,231
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	82,207,817	80,916,422
未払解約金	5,439,806	12,323,325
未払受託者報酬	143,853	110,093
未払委託者報酬	6,233,647	4,770,756
その他未払費用	67,120	51,366
流動負債合計	94,092,243	98,171,962
負債合計	94,092,243	98,171,962
純資産の部		
元本等		
元本	164,415,635,894	161,832,845,362
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△159,438,983,439	△157,865,258,093
（分配準備積立金）	72,224,773	17,985,122
元本等合計	4,976,652,455	3,967,587,269
純資産合計	4,976,652,455	3,967,587,269
負債純資産合計	5,070,744,698	4,065,759,231

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期 特定期間 （自 2023年10月26日 至 2024年4月25日）	第20期 特定期間 （自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）
営業収益		
受取配当金	596,014,520	473,394,649
受取利息	3,533	37,275
有価証券売買等損益	△318,395,644	△887,407,865
営業収益合計	277,622,409	△413,975,941
営業費用		
支払利息	17,578	－
受託者報酬	920,290	734,635
委託者報酬	39,879,046	31,834,233
その他費用	429,409	342,768
営業費用合計	41,246,323	32,911,636
営業利益	236,376,086	△446,887,577
経常利益	236,376,086	△446,887,577
当期純利益	236,376,086	△446,887,577
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	2,660,392	△9,340,913
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△177,567,944,831	△159,438,983,439
剰余金増加額又は欠損金減少額	37,712,717,056	22,545,302,299
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	37,712,717,056	22,545,302,299
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,310,895,958	20,047,887,328
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,310,895,958	20,047,887,328
分配金	506,575,400	486,142,961
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△159,438,983,439	△157,865,258,093

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第19期 特定期間 （2024年4月25日現在）	第20期 特定期間 （2024年10月25日現在）
1 特定期間の末日における受益権の総数 164,415,635,894口	1 特定期間の末日における受益権の総数 161,832,845,362口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損　159,438,983,439円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損　157,865,258,093円
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　0.0303円 （1万口当たり純資産額　303円）	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　0.0245円 （1万口当たり純資産額　245円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期別 項目	第19期 特定期間 （自 2023年10月26日 至 2024年4月25日）	第20期 特定期間 （自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）
分配金の計算過程	2023年10月26日から2023年11月27日までの計算期間末における分配対象金額17,937,673,306円（1万口当たり990円）のうち、90,538,494円（1万口当たり5円）を分配金額としております。 2023年11月28日から2023年12月25日までの計算期間末における分配対象金額16,879,624,402円（1万口当たり991円）のうち、85,132,123円（1万口当たり5円）を分配金額としております。 2023年12月26日から2024年1月25日までの計算期間末における分配対象金額16,674,976,558円（1万口当たり992円）のうち、84,045,038円（1万口当たり5円）を分配金額としております。 2024年1月26日から2024年2月26日までの計算期間末における分配対象金額16,417,856,142円（1万口当たり992円）のうち、82,675,765円（1万口当たり5円）を分配金額としております。 2024年2月27日から2024年3月25日までの計算期間末における分配対象金額16,291,025,881円（1万口当たり993円）のうち、81,976,163円（1万口当たり5円）を分配金額としております。 2024年3月26日から2024年4月25日までの計算期間末における分配対象金額16,328,709,571円（1万口当たり993円）のうち、82,207,817円（1万口当たり5円）を分配金額としております。	2024年4月26日から2024年5月27日までの計算期間末における分配対象金額16,345,704,672円（1万口当たり992円）のうち、82,334,751円（1万口当たり5円）を分配金額としております。 2024年5月28日から2024年6月25日までの計算期間末における分配対象金額15,955,622,487円（1万口当たり992円）のうち、80,403,562円（1万口当たり5円）を分配金額としております。 2024年6月26日から2024年7月25日までの計算期間末における分配対象金額15,944,429,740円（1万口当たり991円）のうち、80,384,954円（1万口当たり5円）を分配金額としております。 2024年7月26日から2024年8月26日までの計算期間末における分配対象金額16,082,579,820円（1万口当たり991円）のうち、81,121,323円（1万口当たり5円）を分配金額としております。 2024年8月27日から2024年9月25日までの計算期間末における分配対象金額16,047,883,293円（1万口当たり990円）のうち、80,981,949円（1万口当たり5円）を分配金額としております。 2024年9月26日から2024年10月25日までの計算期間末における分配対象金額16,028,059,435円（1万口当たり990円）のうち、80,916,422円（1万口当たり5円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）
金融商品の状況に関する事項

	第19期 特定期間 （自 2023年10月26日 至 2024年4月25日）	第20期 特定期間 （自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第19期 特定期間 （2024年4月25日現在）	第20期 特定期間 （2024年10月25日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第19期 特定期間 （自 2023年10月26日 至 2024年4月25日）	第20期 特定期間 （自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

期別 項目	第19期 特定期間 （自 2023年10月26日 至 2024年4月25日）	第20期 特定期間 （自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）
期首元本額	183,452,370,683 円	164,415,635,894 円
期中追加設定元本額	19,963,520,522 円	20,609,514,082 円
期中一部解約元本額	39,000,255,311 円	23,192,304,614 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第19期 特定期間（自 2023年10月26日　至 2024年4月25日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△198,995,864 円
親投資信託受益証券	4,921 円
合計	△198,990,943 円

第20期 特定期間（自 2024年4月26日　至 2024年10月25日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△97,547,684 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	△97,547,684 円

3 デリバティブ取引関係

第19期 特定期間（自 2023年10月26日　至 2024年4月25日）

該当事項はありません。

第20期 特定期間（自 2024年4月26日　至 2024年10月25日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

ａ．株式

該当事項はありません。

ｂ．株式以外の有価証券

（2024年10月25日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅲ-ブラジル株式アルファ・ファンド（適格機関投資家限定）（ツイン・アルファ・クラス）	19,509,536.843	3,901,907,368	
合計		19,509,536.843	3,901,907,368	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（2024年10月25日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	マネープールマザーファンド	34,415,677	34,852,756	
合計		34,415,677	34,852,756	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ブラジル株式ツインαファンド（毎月分配型）シングルα・米ドルコース】
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第19期 特定期間 （2024年4月25日現在）	第20期 特定期間 （2024年10月25日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,319,154	11,893,830
投資信託受益証券	431,988,987	358,419,203
親投資信託受益証券	3,754,216	2,954,799
未収利息	18	66
流動資産合計	449,062,375	373,267,898
資産合計	449,062,375	373,267,898
負債の部		
流動負債		
未払金	2,400,000	－
未払収益分配金	6,947,348	7,011,133
未払解約金	172,847	607,156
未払受託者報酬	12,559	9,855
未払委託者報酬	544,255	427,043
その他未払費用	5,852	4,587
流動負債合計	10,082,861	8,059,774
負債合計	10,082,861	8,059,774
純資産の部		
元本等		
元本	3,473,674,390	3,505,566,582
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,034,694,876	△3,140,358,458
（分配準備積立金）	6,499,743	2,944,923
元本等合計	438,979,514	365,208,124
純資産合計	438,979,514	365,208,124
負債純資産合計	449,062,375	373,267,898

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期 特定期間 （自 2023年10月26日 至 2024年4月25日）	第20期 特定期間 （自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）
営業収益		
受取配当金	41,436,468	41,686,133
受取利息	425	4,447
有価証券売買等損益	△6,471,728	△72,752,651
営業収益合計	34,965,165	△31,062,071
営業費用		
支払利息	1,932	－
受託者報酬	71,547	63,749
委託者報酬	3,100,360	2,762,257
その他費用	33,330	29,685
営業費用合計	3,207,169	2,855,691
営業利益	31,757,996	△33,917,762
経常利益	31,757,996	△33,917,762
当期純利益	31,757,996	△33,917,762
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,093,691	△2,583,138
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2,745,272,791	△3,034,694,876
剰余金増加額又は欠損金減少額	951,423,539	957,109,724
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	951,423,539	957,109,724
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,231,465,781	990,848,320
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,231,465,781	990,848,320
分配金	40,044,148	40,590,362
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,034,694,876	△3,140,358,458

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第19期 特定期間 （2024年4月25日現在）	第20期 特定期間 （2024年10月25日現在）
1 特定期間の末日における受益権の総数 3,473,674,390口	1 特定期間の末日における受益権の総数 3,505,566,582口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 3,034,694,876円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 3,140,358,458円
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.1264円 （1万口当たり純資産額 1,264円）	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.1042円 （1万口当たり純資産額 1,042円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目＼期別	第19期 特定期間 （自 2023年10月26日 至 2024年4月25日）	第20期 特定期間 （自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）
分配金の計算過程	2023年10月26日から2023年11月27日までの計算期間末における分配対象金額361,842,771円（1万口当たり1,156円）のうち、6,256,810円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 2023年11月28日から2023年12月25日までの計算期間末における分配対象金額362,151,367円（1万口当たり1,158円）のうち、6,254,276円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 2023年12月26日から2024年1月25日までの計算期間末における分配対象金額381,463,750円（1万口当たり1,158円）のうち、6,587,661円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 2024年1月26日から2024年2月26日までの計算期間末における分配対象金額401,626,403円（1万口当たり1,157円）のうち、6,936,838円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 2024年2月27日から2024年3月25日までの計算期間末における分配対象金額408,458,519円（1万口当たり1,156円）のうち、7,061,215円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 2024年3月26日から2024年4月25日までの計算期間末における分配対象金額401,496,514円（1万口当たり1,155円）のうち、6,947,348円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	2024年4月26日から2024年5月27日までの計算期間末における分配対象金額401,622,898円（1万口当たり1,154円）のうち、6,957,647円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 2024年5月28日から2024年6月25日までの計算期間末における分配対象金額375,549,619円（1万口当たり1,155円）のうち、6,502,963円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 2024年6月26日から2024年7月25日までの計算期間末における分配対象金額367,552,058円（1万口当たり1,153円）のうち、6,370,563円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 2024年7月26日から2024年8月26日までの計算期間末における分配対象金額395,978,041円（1万口当たり1,153円）のうち、6,862,669円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 2024年8月27日から2024年9月25日までの計算期間末における分配対象金額396,975,571円（1万口当たり1,153円）のうち、6,885,387円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 2024年9月26日から2024年10月25日までの計算期間末における分配対象金額403,985,391円（1万口当たり1,152円）のうち、7,011,133円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）
金融商品の状況に関する事項

	第19期 特定期間 （自 2023年10月26日 至 2024年4月25日）	第20期 特定期間 （自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第19期 特定期間 （2024年4月25日現在）	第20期 特定期間 （2024年10月25日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第19期 特定期間 （自 2023年10月26日 至 2024年4月25日）	第20期 特定期間 （自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

期別 項目	第19期 特定期間 （自 2023年10月26日 至 2024年4月25日）	第20期 特定期間 （自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）
期首元本額	3,148,953,183 円	3,473,674,390 円
期中追加設定元本額	1,419,312,994 円	1,117,453,466 円
期中一部解約元本額	1,094,591,787 円	1,085,561,274 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第19期 特定期間（自 2023年10月26日 至 2024年4月25日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△6,900,485 円
親投資信託受益証券	371 円
合計	△6,900,114 円

第20期 特定期間（自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,014,488 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	2,014,488 円

3 デリバティブ取引関係

第19期 特定期間（自 2023年10月26日 至 2024年4月25日）

該当事項はありません。

第20期 特定期間（自 2024年4月26日 至 2024年10月25日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

ａ．株式

該当事項はありません。

ｂ．株式以外の有価証券

（2024年10月25日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅲ-ブラジル株式アルファ・ファンド（適格機関投資家限定）（シングル・アルファ・クラス）	415,799.540	358,419,203	
合計		415,799.540	358,419,203	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（2024年10月25日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	マネープールマザーファンド	2,917,744	2,954,799	
合計		2,917,744	2,954,799	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）UBS・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅲ-ブラジル株式アルファ・ファンド
（ツイン・アルファ・クラス）／（シングル・アルファ・クラス）の組入資産の明細

作成基準日：2024年11月27日

担保付スワップ

（単位：円）

	想定元本額	評価額
ツイン・アルファ・クラス	198,033,602,660	3,624,014,929
シングル・アルファ・クラス	4,254,593,610	339,942,029
	合計	3,963,956,958

（日付は現地基準です。）

（参考）マネープールマザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「マネープールマザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

（1）貸借対照表

（単位 ： 円）

対象年月日	（2024年4月25日現在）	（2024年10月25日現在）
科　目	金額	金額
資産の部		
流動資産		
金銭信託	764,508	248,588
コール・ローン	20,817,172	14,561,560
国債証券	31,996,418	22,998,681
未収利息	28	81
流動資産合計	53,578,126	37,808,910
資産合計	53,578,126	37,808,910
負債の部		
負債合計	－	－
純資産の部		
元本等		
元本	52,918,607	37,333,421
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	659,519	475,489
元本等合計	53,578,126	37,808,910
純資産合計	53,578,126	37,808,910
負債純資産合計	53,578,126	37,808,910

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、金融商品取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）値段 ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） ③価額情報会社の提供する価額 なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利益を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

（2024年4月25日現在）	（2024年10月25日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 52,918,607口	1 計算期間の末日における受益権の総数 37,333,421口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0125円 （1万口当たり純資産額 10,125円）	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0127円 （1万口当たり純資産額 10,127円）

（その他の注記）
1 元本の移動

対象年月日 項　目	（2024年4月25日現在）	（2024年10月25日現在）
期首元本額	52,365,520 円	52,918,607 円
期中追加設定元本額	553,087 円	－ 円
期中一部解約元本額	－ 円	15,585,186 円
期末元本額	52,918,607 円	37,333,421 円
元本の内訳＊		
ブラジル株式ツインαファンド（毎月分配型）ツインα・コース	49,210,739 円	34,415,677 円
ブラジル株式ツインαファンド（毎月分配型）シングルα・米ドルコース	3,707,868 円	2,917,744 円
合計	52,918,607 円	37,333,421 円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自 2023年10月26日　至 2024年4月25日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	31,996,418　円	0　円
合計	31,996,418　円	0　円

（自 2024年4月26日　至 2024年10月25日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	22,998,681　円	0　円
合計	22,998,681　円	0　円

3 デリバティブ取引関係

（自 2023年10月26日　至 2024年4月25日）

該当事項はありません。

（自 2024年4月26日　至 2024年10月25日）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

①有価証券明細表

ａ．株式

該当事項はありません。

ｂ．株式以外の有価証券

（2024年10月25日現在）

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	第１２０７回国庫短期証券	23,000,000	22,998,681	
合計		23,000,000	22,998,681	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2024年11月29日現在）

ブラジル株式ツインαファンド（毎月分配型）ツインα・コース

Ⅰ 資産総額	3,721,804,328 円
Ⅱ 負債総額	14,116,521 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,707,687,807 円
Ⅳ 発行済数量	164,517,330,736 口
Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.0225 円

ブラジル株式ツインαファンド（毎月分配型）シングルα・米ドルコース

Ⅰ 資産総額	350,077,088 円
Ⅱ 負債総額	4,306,144 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	345,770,944 円
Ⅳ 発行済数量	3,574,899,929 口
Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.0967 円

（参考）マネープールマザーファンド

Ⅰ 資産総額	34,712,122 円
Ⅱ 負債総額	－ 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	34,712,122 円
Ⅳ 発行済数量	34,272,599 口
Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0128 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

１．名義書換についての手続、取扱場所等

ありません。

２．受益者に対する特典

ありません。

３．受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

４．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

５．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

2024年11月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株
過去5年間における主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

（２）会社の機構

①経営体制

10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資信託運用の意思決定と運用の流れ

ａ．基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が審議・決定されます。

ｂ．運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

ｃ．運用のチェック等

・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。

・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2024年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2024年11月末日現在、277本であり、その純資産総額の合計は1,117,366百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	129本	577,728百万円
単位型株式投資信託	97本	376,325百万円
単位型公社債投資信託	51本	163,313百万円
合計	277本	1,117,366百万円

3【委託会社等の経理状況】

１．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

**　また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。**

２．　当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第44期事業年度（2023年４月１日から2024年３月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

**　また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。**

（1）【貸借対照表】

		前事業年度 （2023年３月31日現在）		当事業年度 （2024年３月31日現在）	
区分	注記番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	内訳 （千円）	金額 （千円）
（資産の部）					
Ⅰ流動資産					
１．現金・預金			5,087,551		5,243,788
２．前払費用			75,321		84,385
３．未収入金			76,043		11
４．未収委託者報酬			691,691		786,210
５．未収運用受託報酬			354,878		372,799
６．その他			24,468		28,389
流動資産計			6,309,954		6,515,585
Ⅱ固定資産					
１．有形固定資産			65,997		80,377
（１）建物	※１	61,571		58,177	
（２）器具備品	※１	4,335		22,132	
（３）その他	※１	89		67	
２．無形固定資産			66,210		59,615
（１）電話加入権		2,862		2,862	
（２）ソフトウェア		59,829		51,914	
（３）ソフトウェア仮勘定		3,518		4,837	
３．投資その他の資産			471,050		377,814
（１）投資有価証券		161,600		73,082	
（２）長期差入保証金		90,675		94,383	
（３）繰延税金資産		205,341		201,452	
（４）長期前払費用		13,432		8,896	
固定資産計			603,258		517,807
資産合計			6,913,213		7,033,392

区分	注記番号	前事業年度（2023年３月31日現在） 内訳（千円）	前事業年度（2023年３月31日現在） 金額（千円）	当事業年度（2024年３月31日現在） 内訳（千円）	当事業年度（2024年３月31日現在） 金額（千円）
（負債の部）					
Ⅰ流動負債					
１．預り金			526		8,230
２．未払金			271,941		313,073
（１）未払収益分配金		2,477		2,477	
（２）未払償還金		2		2	
（３）未払手数料		219,122		253,964	
（４）その他未払金		50,339		56,629	
３．未払費用			399,233		383,553
４．未払法人税等			10,104		37,418
５．未払消費税等			34,659		47,112
６．賞与引当金			198,672		217,291
７．役員賞与引当金			6,500		9,000
流動負債計			921,637		1,015,679
Ⅱ固定負債					
１．退職給付引当金			459,728		458,579
２．役員退職慰労引当金			23,380		9,625
固定負債計			483,109		468,204
負債合計			1,404,746		1,483,883
（純資産の部）					
Ⅰ株主資本					
１．資本金			1,100,000		1,100,000
２．資本剰余金			277,667		277,667
（１）資本準備金		277,667		277,667	
３．利益剰余金			4,128,773		4,160,606
（１）利益準備金		175,000		175,000	
（２）その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		815,983		847,816	
株主資本計			5,506,441		5,538,274
Ⅱ評価・換算差額等					
１．その他有価証券評価差額金			2,025		11,234
評価・換算差額等計			2,025		11,234
純資産合計			5,508,466		5,549,509
負債・純資産合計			6,913,213		7,033,392

（２）【損益計算書】

区分	注記番号	前事業年度 (自　2022年４月１日 至　2023年３月31日) 内訳 （千円）	前事業年度 (自　2022年４月１日 至　2023年３月31日) 金額 （千円）	当事業年度 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日) 内訳 （千円）	当事業年度 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日) 金額 （千円）
Ⅰ営業収益					
１．委託者報酬			3,589,974		3,815,873
２．運用受託報酬			1,352,459		1,371,210
３．投資助言報酬			10,000		10,000
４．その他営業収益			26,574		30,018
営業収益計			4,979,008		5,227,102
Ⅱ営業費用					
１．支払手数料			1,214,944		1,314,653
２．広告宣伝費			380		449
３．調査費			1,531,036		1,462,653
（１）調査費		81,751		78,433	
（２）委託調査費		1,022,173		938,128	
（３）情報機器関連費		426,284		445,204	
（４）図書費		827		887	
４．委託計算費			194,939		202,225
５．営業雑経費			94,488		87,513
（１）通信費		8,024		8,752	
（２）印刷費		76,071		68,725	
（３）協会費		5,634		5,403	
（４）諸会費		4,758		4,632	
営業費用計			3,035,789		3,067,495
Ⅲ一般管理費					
１．給料			1,187,234		1,182,195
（１）役員報酬		49,917		49,713	
（２）給料・手当		1,067,224		1,064,091	
（３）賞与		70,092		68,391	
２．法定福利費			194,915		202,434
３．退職金			3,999		3,089
４．福利厚生費			4,828		3,982
５．交際費			529		671
６．寄付金			79		21
７．旅費交通費			4,732		4,865
８．事務委託費			110,489		108,634
９．租税公課			78,199		75,603
10．不動産賃借料			156,478		156,478
11．退職給付費用			54,858		55,316
12．役員退職慰労引当金繰入			3,282		2,800
13．賞与引当金繰入			198,672		217,291
14．役員賞与引当金繰入			6,500		9,000
15．固定資産減価償却費			29,715		34,022
16．諸経費			47,236		48,013
一般管理費計			2,081,750		2,104,422
営業利益又は営業損失(△)			△138,531		55,185

区分	注記番号	前事業年度（自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）		当事業年度（自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	
		内訳（千円）	金額（千円）	内訳（千円）	金額（千円）
Ⅳ営業外収益					
１．受取配当金			953		952
２．受取利息			34		31
３．為替差益			3,804		―
４．助成金収入			500		500
５．受取補償金			12,514		―
６．雑収入			2,537		590
営業外収益計			20,343		2,074
Ⅴ営業外費用					
１．為替差損			―		9,366
２．支払補償金			12,514		―
３．損失補填金			1,870		―
４．雑損失			676		171
営業外費用計			15,061		9,537
経常利益又は経常損失(△)			△133,248		47,722
Ⅵ特別利益					
１．投資有価証券売却益			337		12,192
特別利益計			337		12,192
Ⅶ特別損失					
１．固定資産除却損	※１		50		251
２．投資有価証券評価損			15,870		―
３．投資有価証券売却損			184,477		2,551
特別損失計			200,397		2,802
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)			△333,309		57,112
法人税、住民税及び事業税			△73,742		25,455
法人税等調整額			△8,130		△175
当期純利益又は当期純損失(△)			△251,436		31,832

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,067,880	6,380,670	7,758,338
当期変動額								
剰余金の配当						△2,000,460	△2,000,460	△2,000,460
当期純利益又は当期純損失(△)						△251,436	△251,436	△251,436
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△2,251,896	△2,251,896	△2,251,896
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441

	評価・換算差額等		純資産合　計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 45,578	△ 45,578	7,712,759
当期変動額			
剰余金の配当			△2,000,460
当期純利益又は当期純損失(△)			△251,436
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	47,604	47,604	47,604
当期変動額合計	47,604	47,604	△2,204,292
当期末残高	2,025	2,025	5,508,466

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441
当期変動額								
当期純利益又は当期純損失(△)						31,832	31,832	31,832
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	31,832	31,832	31,832
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	847,816	4,160,606	5,538,274

	評価・換算差額等		純資産合　計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,025	2,025	5,508,466
当期変動額			
当期純利益又は当期純損失(△)			31,832
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,209	9,209	9,209
当期変動額合計	9,209	9,209	41,042
当期末残高	11,234	11,234	5,549,509

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	**３～50年**
器具備品	**２～15年**
その他	**８年**

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

（１）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。
委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（２）運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。
運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（３）投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （2023年３月31日）	当事業年度 （2024年３月31日）
※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　77,010千円 器具備品　175,839千円 その他　807千円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　82,734千円 器具備品　130,925千円 その他　829千円

（損益計算書関係）

前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
※１　固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 器具備品　0千円 ソフトウェア　50千円	※１　固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 器具備品　9千円 ソフトウェア　241千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,082	－	－	1,082

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

2022年６月10日開催の第42期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

1）配当金の総額　2,000,460千円
2）配当の原資　利益剰余金
3）1株当たり配当額　1,848.00円
4）基準日　2022年３月31日
5）効力発生日　2022年６月13日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,082	－	－	1,082

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

該当事項はありません。

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。
また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微です。
投資有価証券は、主に非上場株式及び投資信託です。非上場株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクに晒されております。
未払金、未払費用は、ほとんどが１年以内の支払期日です。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク、価格変動リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

２．金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2023年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注１）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	131,400	131,400	－
資産計	131,400	131,400	－

（注１）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「その他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年３月31日）第５項に従い、３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

（注２）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超
現金・預金	5,087,551	－	－
未収委託者報酬	691,691	－	－
未収運用受託報酬	354,878	－	－
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	10,869	16,380	104,150
合計	6,144,992	16,380	104,150

当事業年度（2024年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注１）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	42,882	42,882	－
資産計	42,882	42,882	－

（注１）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年３月31 日）第 5 項に従い、（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

（注２）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超
現金・預金	5,243,788	－	－
未収委託者報酬	786,210	－	－
未収運用受託報酬	372,799	－	－
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	30,063	12,819	－
合計	6,432,861	12,819	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2023年３月31日）

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	－	131,400	－	131,400
資産計	－	131,400	－	131,400

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

当事業年度（2024年３月31日）

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	－	42,882	－	42,882
資産計	－	42,882	－	42,882

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

前事業年度（2023年３月31日）

１．その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は318,858千円であり、売却益の合計額は337千円、売却損の合計額は184,477千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類（*）	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）その他	107,336	102,994	4,342
	小計	107,336	102,994	4,342
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）その他	24,063	25,487	△1,423
	小計	24,063	25,487	△1,423
合計		131,400	128,481	2,919

（*）当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

２．減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について15,870千円（その他有価証券15,870千円）減損処理を行っております。

当事業年度（2024年３月31日）

１．その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は130,345千円であり、売却益の合計額は12,192千円、売却損の合計額は2,551千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類（*）	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）その他	37,430	20,089	17,340
	小計	37,430	20,089	17,340
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）その他	5,451	6,599	△1,147
	小計	5,451	6,599	△1,147
合計		42,882	26,689	16,193

（*）当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

２．減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
１．委託者報酬	3,589,974	3,815,873
２．運用受託報酬	1,352,459	1,371,210
３．投資助言報酬	10,000	10,000
４．その他営業収益	26,574	30,018
合計	4,979,008	5,227,102

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針　４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（退職給付関係）

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	467,064千円
退職給付費用	40,539千円
退職給付の支払額	△47,875千円
退職給付引当金の期末残高	459,728千円

（２）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	459,728千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	459,728千円

退職給付引当金	459,728千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	459,728千円

（３）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	45,387千円

（注）退職給付費用には株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

３．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	9,470千円

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	**459,728千円**
退職給付費用	**42,636千円**
退職給付の支払額	**△43,785千円**
退職給付引当金の期末残高	**458,579千円**

（２）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	**458,579千円**
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	**458,579千円**

退職給付引当金	**458,579千円**
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	**458,579千円**

（３）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	**46,017千円**

（注）退職給付費用には株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

３．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	**9,299千円**

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2023年３月31日）	当事業年度 （2024年３月31日）
	（単位：千円）	（単位：千円）
（繰延税金資産）		
税務上の繰越欠損金（注１）	17,751	14,253
賞与引当金	60,833	66,534
未払社会保険料	9,919	11,064
未払事業税	2,392	4,994
退職給付引当金	147,927	143,364
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	15,061	15,061
その他	23,270	24,800
小計	277,157	280,072
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△12,451	△14,201
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△58,469	△59,459
評価性引当額小計	△70,921	△73,661
繰延税金資産計	206,235	206,411
（繰延税金負債）		
その他有価証券評価差額金	893	4,958
繰延税金負債計	893	4,958
繰延税金資産の純額	205,341	201,452

（注1）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2023年３月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金（*）	－	－	17,751	17,751
評価性引当額	－	－	△12,451	△12,451
繰延税金資産	－	－	5,300	5,300

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

（*）税務上の繰越欠損金17,751千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産5,300千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度（2024年３月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金（*）	－	－	14,253	14,253
評価性引当額	－	－	△14,201	△14,201
繰延税金資産	－	－	52	52

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

（*）税務上の繰越欠損金14,254千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産52千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2023年３月31日）	当事業年度（2024年３月31日）	
税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。	法定実効税率	30.6％
	(調整)	
	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8％
	住民税均等割	4.0％
	評価性引当額の増減	4.7％
	所得税額控除	1.4％
	その他	0.7％
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.2％

３．グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

①　営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	588,525

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

①　営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	630,330

（関連当事者との取引）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	㈱T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有)直接　100	経営管理	グループ通算制度に伴う受領予定額(*)	76,032	未収入金	76,032

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) グループ通算制度に係る、親会社から授受する通算税効果額です。

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	㈱T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有)直接　100	経営管理	グループ通算制度に伴う支払予定額(*)	124	未払金	124

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) グループ通算制度による法人税額のうち当社の通算税効果額であり、親会社への支払予定額であります。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	大同生命保険㈱	大阪市西区	110,000	生命保険業	―	投資一任契約の締結	投資一任契約（*）	556,407	未収運用受託報酬	146,724

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	大同生命保険㈱	大阪市西区	110,000	生命保険業	―	投資一任契約の締結	投資一任契約（*）	589,853	未収運用受託報酬	161,495

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス（東京証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 (自　2022年４月１日 至　2023年３月31日)		当事業年度 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日)	
１株当たり純資産額	5,088.65円	１株当たり純資産額	5,126.56円
１株当たり当期純損失（△）	△232.27円	１株当たり当期純利益	29.40円
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式調整後１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
１株当たり当期純損失の算定上の基礎		１株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純損失(△)（千円）	△251,436	当期純利益（千円）	31,832
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る当期純損失(△)（千円）	△251,436	普通株式に係る当期純利益（千円）	31,832
普通株主の期中平均株式数（千株）	1,082	普通株主の期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

区分	注記番号	当中間会計期間（2024年９月30日現在） 内訳（千円）	当中間会計期間（2024年９月30日現在） 金額（千円）
（資産の部）			
Ⅰ流動資産			
１．現金・預金			4,980,688
２．前払費用			128,535
３．未収入金			11,035
４．未収委託者報酬			791,756
５．未収運用受託報酬			478,372
６．その他			20,812
流動資産計			6,411,201
Ⅱ固定資産			
１．有形固定資産			99,357
（1）建物	※１	55,825	
（2）器具備品	※１	43,472	
（3）その他	※１	58	
２．無形固定資産			56,221
（1）電話加入権		2,862	
（2）ソフトウェア		43,809	
（3）ソフトウェア仮勘定		9,549	
３．投資その他の資産			397,132
（1）投資有価証券		79,020	
（2）長期差入保証金		91,736	
（3）繰延税金資産		176,613	
（4）長期前払費用		49,761	
固定資産計			552,711
資産合計			6,963,912

区分	注記番号	当中間会計期間（2024年９月30日現在） 内訳（千円）	当中間会計期間（2024年９月30日現在） 金額（千円）
（負債の部）			
Ⅰ流動負債			
１．預り金			594
２．未払金			304,217
（1）未払収益分配金		2,477	
（2）未払償還金		2	
（3）未払手数料		255,293	
（4）その他未払金		46,444	
３．未払費用			401,962
４．未払法人税等			13,664
５．未払消費税等	※２		42,355
６．賞与引当金			139,226
７．役員賞与引当金			4,500
流動負債計			906,521
Ⅱ固定負債			
１．退職給付引当金			459,404
２．役員退職慰労引当金			10,975
固定負債計			470,379
負債合計			1,376,900
（純資産の部）			
Ⅰ株主資本			
１．資本金			1,100,000
２．資本剰余金			277,667
（1）資本準備金		277,667	
３．利益剰余金			4,192,604
（1）利益準備金		175,000	
（2）その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		879,813	
株主資本計			5,570,272
Ⅱ評価・換算差額等			
１．その他有価証券評価差額金			16,740
評価・換算差額等計			16,740
純資産合計			5,587,012
負債・純資産合計			6,963,912

（２）中間損益計算書

区分	注記番号	当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日） 内訳 （千円）	金額 （千円）
Ⅰ営業収益			
１．委託者報酬			1,992,396
２．運用受託報酬			737,418
３．投資助言報酬			5,010
４．その他営業収益			15,359
営業収益計			2,750,183
Ⅱ営業費用			
１．支払手数料			706,132
２．広告宣伝費			834
３．調査費			723,366
（1）調査費		37,044	
（2）委託調査費		444,107	
（3）情報機器関連費		241,757	
（4）図書費		456	
４．委託計算費			102,035
５．営業雑経費			44,394
（1）通信費		3,731	
（2）印刷費		35,168	
（3）協会費		2,822	
（4）諸会費		2,671	
営業費用計			1,576,764
Ⅲ一般管理費			
１．給料			621,720
（1）役員報酬		25,206	
（2）給料・手当		587,304	
（3）賞与		9,209	
２．法定福利費			104,188
３．退職金			1,209
４．福利厚生費			2,235
５．交際費			164
６．旅費交通費			3,475
７．事務委託費			48,276
８．租税公課			36,605
９．不動産賃借料			82,739
10．退職給付費用			31,407
11．役員退職慰労引当金繰入			1,350
12．賞与引当金繰入			139,226
13．役員賞与引当金繰入			4,500
14．固定資産減価償却費	※１		20,619
15．諸経費			26,679
一般管理費計			1,124,398
営業利益			49,020

区分	注記番号	当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日） 内訳 （千円）	当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日） 金額 （千円）
Ⅳ営業外収益			
１．受取配当金			981
２．受取利息			307
３．雑収入			227
営業外収益計			1,517
Ⅴ営業外費用			
１．為替差損			3,297
２．雑損失			480
営業外費用計			3,778
経常利益			46,758
Ⅵ特別利益			
１．投資有価証券売却益			277
特別利益計			277
Ⅶ特別損失			
１．投資有価証券評価損			2,153
２．投資有価証券売却損			17
特別損失計			2,170
税引前中間純利益			44,865
法人税、住民税及び事業税			△9,542
法人税等調整額			22,409
中間純利益			31,997

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	847,816	4,160,606	5,538,274
当中間期変動額								
中間純利益						31,997	31,997	31,997
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	31,997	31,997	31,997
当中間期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	879,813	4,192,604	5,570,272

	評価・換算差額等		純資産合　計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	11,234	11,234	5,549,509
当中間期変動額			
中間純利益			31,997
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	5,505	5,505	5,505
当中間期変動額合計	5,505	5,505	37,503
当中間期末残高	16,740	16,740	5,587,012

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	**３～50年**
器具備品	**２～15年**
その他	**８年**

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間期間末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間期間末要支給額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

（1）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。
委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（2）運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。
運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（3）投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 （2024年９月30日）	
※１	有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物	85,456千円
器具備品	134,885千円
その他	838千円
※２	消費税等の取扱い
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）	
※１	固定資産の減価償却実施額は次のとおりであります。
有形固定資産	10,458千円
無形固定資産	10,160千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（千株）	1,082	－	－	1,082

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

2024年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。
市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	48,820	48,820	－
資産計	48,820	48,820	－

（注１）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「その他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年３月31日）第５項に従い、２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の３つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）2024年９月30日における時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	－	48,820	－	48,820
資産計	－	48,820	－	48,820

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

当中間会計期間（2024年9月30日）

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	44,829	20,697	24,131
	小計	44,829	20,697	24,131
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	3,991	3,994	△2
	小計	3,991	3,994	△2
合計		48,820	24,692	24,128

２．減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、投資有価証券について2,153千円（その他有価証券の投資信託2,153千円）減損処理を行っております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）
１．委託者報酬	1,992,396
２．運用受託報酬	737,418
３．投資助言報酬	5,010
４．その他営業収益	15,359
合計	2,750,183

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針　４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（セグメント情報等）

１.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２.関連情報

当中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

（１）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	403,590

（１株当たり情報）

当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）	
１株当たり純資産額	5,161円21銭
１株当たり中間純利益	29円55銭
1株当たり中間純利益算定上の基礎	
中間純利益（千円）	31,997
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式に係る中間純利益（千円）	31,997
普通株主の期中平均株式数（千株）	1,082

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

１．自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

２．運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

３．通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下４、５において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

４．委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

５．上記３、４に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

①定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

②訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

株式会社りそな銀行

・資本金の額　　279,928百万円（2024年3月末日現在）

・事業の内容　　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜信託事務の一部委託先＞

株式会社日本カストディ銀行

・資本金の額　　51,000百万円（2024年3月末日現在）

・事業の内容　　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名　　称	資本金の額 （単位：百万円） (2024年3月末日現在)	事業の内容
株式会社ＳＢＩ証券	54,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
auカブコム証券株式会社	7,196	
東武証券株式会社	420	
マネックス証券株式会社	12,200	
楽天証券株式会社	19,495	

２【関係業務の概要】

①「受託会社」は主に以下の業務を行います。

ａ．信託財産の保管・管理・計算

ｂ．委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

②「販売会社」は主に以下の業務を行います。

ａ．受益権の募集・販売の取扱い

ｂ．受益権の換金（解約）申込の取扱い

ｃ．換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い

ｄ．目論見書、運用報告書の交付等

３【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

2024年11月末日現在、該当事項はありません。

第３【参考情報】

当特定期間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

2024年5月8日	臨時報告書
2024年7月23日	有価証券報告書
2024年7月23日	有価証券届出書
2024年8月2日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

２０２４年6月4日

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽柴　則央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村　寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＴ＆Ｄアセットマネジメント株式会社の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第４４期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社の２０２４年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)　1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

２０２５年1月１０日

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽柴　則央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村　寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラジル株式ツインαファンド（毎月分配型）ツインα・コースの２０２４年4月２６日から２０２４年１０月２５日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラジル株式ツインαファンド（毎月分配型）ツインα・コースの２０２４年１０月２５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

２０２５年1月１０日

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽柴　則央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村　寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラジル株式ツインαファンド（毎月分配型）シングルα・米ドルコースの２０２４年４月２６日から２０２４年１０月２５日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラジル株式ツインαファンド（毎月分配型）シングルα・米ドルコースの２０２４年１０月２５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２４年１２月２日

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽柴　則央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村　寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＴ＆Ｄアセットマネジメント株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年3月３１日までの第４５期事業年度の中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社の２０２４年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。